



清掃センターのあらまし

— 令和 6 年 4 月現在 —

三島市環境市民部廃棄物対策課



目 次

第1章 概況	
1 市勢	1
2 三島市のごみ処理の沿革について	2
3 ごみ処理に関する条例等の沿革	6
第2章 組織及び人員配置	
1 機構及び人員	8
2 事務分掌	8
3 人員配置	10
第3章 ごみ処理事業	
1 三島市のごみ処理方法について	11
2 ごみ収集処分の実績	13
3 ごみ処理経費	18
4 ごみ埋立処理	22
5 ダイオキシン類測定結果	23
6 年度別可燃ごみ質の分析結果	27
7 ごみ収集運搬車両状況	28
第4章 ごみ処理施設	
1 中間処理施設	29
2 最終処分場	38
第5章 廃棄物の資源化、減量	
1 ごみの資源化	42
2 ごみの減量	45
3 広報、啓発活動	47
第6章 環境衛生事業	
1 衛生害虫等の駆除	48
2 環境衛生イベント	49
3 動物の死体処理状況	49
第7章 その他	
1 許可業者及び委託業者	50
2 三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	52
3 三島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	58
4 三島市廃棄物処理対策審議会規則	62
5 三島市ごみの不法投棄等防止条例	63
6 三島市ごみの不法投棄等防止条例施行規則	65
7 三島市生ごみ処理容器無償貸与要領	67
8 三島市ふれあいさわやか回収事業実施要領	68
9 三島市資源ごみ回収報奨金交付要綱	70
10 三島市廃棄物の投棄又は埋立処分の規制に関する条例	72
11 三島市廃棄物の投棄又は埋立処分の規制に関する条例施行規則	73
12 三島市レジ袋使用量削減協力店認定制度実施要綱	74
13 三島市ごみ減量アドバイザー設置要綱	75
14 三島市不法投棄監視員設置要綱	76
15 三島市環境美化推進員規程	77

第1章 概況

1 市勢

(1) 位置

三島市は、首都東京から約100kmで、東経138度55分、北緯35度06分に位置し、北は裾野市、南は函南町、西は沼津市と長泉町及び清水町、東は神奈川県の箱根町と隣接している。

市域面積は62.02km²で、東西11.11km、南北13.24km、市域の7割が北東部の箱根山西麓に当たり、3割が南西部の平坦地をなしている。



方 位	地 名 等	經 緯 度
極 東	箱 根 峠	東経139度01分
極 西	千 貫 横	東経138度54分
極 南	御 園	北緯35度04分
極 北	片 平 山	北緯35度11分

三島市役所 東経138度55分 北緯35度06分

(2) 沿革

三島市は、東海道に沿って箱根山南西麓に古くから発達した都市で、かつては伊豆国を中心地として国庁が置かれ、中世には三嶋大社の門前町として、近世には東海道の宿場町として発展してきた。

明治 22 年の市制・町村制の施行に伴い三島町が誕生し、その後、昭和 10 年 4 月 1 日に北上村、昭和 16 年 4 月 29 日に錦田村と合併して市制を施行、昭和 29 年 3 月 31 日中郷村と合併して現在に至る。

当市は、富士の清冽な地下水に恵まれ、かつては市内のいたるところで湧水がいく筋もの流れをつくっていたところから「水の都三島」として知られていた。この豊富な地下水と温暖な気候及び大都市圏への交通の便利さを背景として、文教、住宅、観光、商業を中心とする複合都市を形成しつつある。

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

住民基本台帳（外国人登録を含む） 105,552 人 49,949 世帯

2 三島市のごみ処理の沿革について

年 月	事 項
昭和 24 年当時	農村地区を除く市街地の一般家庭から排出された「ごみ」は埋立処理されていた。当時のごみ収集形態は、街にコンクリート製据え置き型のごみ箱を設置し、大八車で収集していた。
昭和 29 年当時	三島市賀茂之洞に、焼却能力 10 t / 日の岩本式塵焼却場が建設された。総工費は約 407 万円（現在価値で約 146 億円）で、敷地面積は 424 坪（1,401 m ² ）、収集人口 35,000 人が対象とされた。運搬にはトラック 1 台、三輪車 3 台が使用され、事務職員、運転手、作業員計 21 人が従事していた。
昭和 37 年当時	環境衛生都市宣言を行い、従来のごみ焼却能力を 10 t / 日から 20 t / 日に向上させた。
昭和 38 年当時	従来のコンクリート製据え置き型ごみ箱から、ポリ容器型（市内的一部）に変更された。また、収集形態は、ダンプトラック及び押込みパッカー車が導入され、「燃えるごみ」を収集していた。
昭和 45 年当時	増大するごみ処理対策として、処理能力 25 t / 日（2 基 50 t）のエバラ A II 型（機械化バッチ炉）焼却施設が設置された。ごみの投入方式は直投式で、煙害防止施設として集塵用にマルチ・サイクロン、微小粉塵及び煙道ガス除去用に洗煙装置がつけられた。ごみの収集形態は、従来の「燃えるごみ」から「燃えるごみ」、「燃えないごみ」の分別収集となった。
昭和 59 年当時	ごみの減量対策の一環として、資源ごみ回収団体報奨金制度が設けられ、古紙、空きびん、鉄くず、布等を集団で回収している団体に対して助成することになった。
平成元年 11 月	昭和 63 年まで機械化バッチ炉で焼却処理していたが、増大するごみ処理、最終処分場の延命化、敷地の高度利用、公害対策として、総工費 23 億 5 千万円をかけてごみ焼却処理施設（旋回流型流動床炉、平成元年 10 月竣工）が建設され、稼働を開始した。
平成 2 年 2 月	ごみ焼却処理施設に続き、総工費 6 億 9 千百万円をかけて粗大ごみ処理施設（鉄、アルミ、埋立物、燃えるごみの 4 種選別、平成 2 年 1 月竣工）が建設され、稼働を開始した。

平成3年度	昭和62年から平成2年までごみの減量化・堆肥化を目的として、コンポストの実証事業を実施し、成果が得られたため、コンポスト無償貸与事業を開始した。
平成5年8月	ごみの資源化を推進するため、「燃えないごみ」として収集していたもののうち、資源として再生利用できる空き缶・空きびんを毎月1回収集する分別収集を2自治会で開始した。
平成6年1月	増え続けるごみの減量化、集積所の美観、ごみ収集・処理作業の安全確保、焼却炉の延命などを目的に、炭酸カルシウム入り半透明ごみ袋を市指定ごみ袋とした。指定ごみ袋は「燃えるごみ用」・「燃えないごみ用」の2種類でスタートした。
平成7年度	平成3年度から実施しているコンポスト無償貸与事業に続き、ばかし容器無償貸与事業を開始した。(コンポスト、ばかし容器の貸与状況は44ページ参照)(貸与要領は66ページ参照)
平成7年7月	平成5年8月から開始した空き缶・空きびんの分別収集を48自治会に拡大した。
平成7年8月	小売店と消費者が主役となり、販売・消費の段階でごみになるものを減らすことを目的として、プレサイクル推進事業を実施した。簡易包装の推進や包装容器の回収など、ごみの排出抑制に取り組む小売店を「プレサイクル推進店」に認定し、『ハートでパッケージ』という言葉をスローガンにごみの減量に取り組むとともに、PRチラシ等を作成・配布するなどして、加入店舗や市民の利用の拡大を図ってきた。現在は、買い物袋持参運動もを行い、ごみの排出抑制に取り組んでいる。
平成9年4月	平成7年6月に容器包装リサイクル法が成立したことから、法に基づき分別収集計画を策定し、空き缶・空きびんを対象に月2回の分別収集を全自治会で開始した。また、資源ごみの分別収集の実施に伴って、2種類あった指定ごみ袋を「燃えるごみ用」のみとした。
平成9年7月	容器包装リサイクル法に基づき、資源古紙の収集を月1回、新聞・雑誌・段ボールの3分別で開始した。
平成11年9月	生ごみ処理機を購入する世帯に対し、購入費の2分の1の補助金を交付する生ごみ処理機購入費補助事業を開始した。(補助状況は44ページ参照、平成28年3月31日に事業終了)
平成12年度	平成12・13年度の2ヵ年で、ごみ焼却に伴い発生するダイオキシン類を削減するため、廃棄物処理法やダイオキシン類発生防止等ガイドラインに基づき、ダイオキシン恒久対策事業として、廃棄物処理施設排ガス高度処理施設整備工事(焼却施設の更新及び改造)を総工費2,357,775千円(工事施工監理委託16,275千円含む)にて実施した。
平成12年4月	資源古紙の収集を月2回に拡大した。また、ペットボトルの分別収集を開始した。
平成12年11月	資源古紙の分別収集に牛乳等紙パックを追加した。また、白色トレイの分別収集を開始した。
平成15年10月	炭酸カルシウム入りの市指定ごみ袋では炉内の燃焼効率が低く、平成12・13年度に実施したダイオキシン恒久対策事業で改修した焼却炉に合った材質への変更の必要があるため、市指定ごみ袋の材質を高密度ポリエチレンに変更した。 また、家庭ごみを集積所に排出することが困難な高齢者や障害者等を対象に、玄関先まで職員が出向き、ごみの回収を行うとともに、安否の確認を行う「ふれあいさわやか回収事業」を開始した。(実施要領は67ページ参照)

平成17年3月	平成15年度に策定した一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に基づき、平成15年8月諮問した分別収集計画の見直し等について、廃棄物処理対策審議会から答申を受けた。
平成17年度	発泡スチロール減容機を導入し、白色発泡スチロールの資源化を開始した。
平成18年4月	資源古紙にミックス古紙を追加し、白色発泡スチロールを白色トレイと併せて分別収集を開始した。
平成20年4月	レジ袋の使用量の削減に協力していただいている事業者を「レジ袋使用量削減協力店」として認定し、レジ袋使用量の削減に向けた取組制度を開始した。（要綱は72ページ参照）
平成20年11月	清掃センターへ搬入された木製家具や剪定枝などを市内の一般廃棄物処分許可施設に搬出し、資源化処理を開始した。
平成21年4月	市内で発生する在宅医療廃棄物の排出ルールを三島市・三島市医師会・三島市薬剤師会で定め、平成21年2月10日「在宅医療廃棄物適正処理に関する協定締結式」を行い、平成21年4月1日から同ルールの運用を開始した。
平成22年1月	希少金属をリサイクルする目的で携帯電話等の小型家電の拠点回収を開始した。
平成22年度	第3埋立地の延命化を図るため、焼却灰の外部搬出を開始した。
平成22年8月	廃食用油をリサイクルする目的で拠点回収を開始し、資源ごみ回収団体報奨金制度に追加した。
平成23年4月	一般廃棄物収集運搬許可業者20社で組織される一般廃棄物組合と三島市の間で、地震や風水害などの災害時に市の依頼に応じて、一時的に大量に排出される避難市民の生活ごみ（家具、布団、陶器など）を原則無料で収集運搬する旨の協定を締結した。
平成24年2月	平成15年度に策定した一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の改訂について、平成23年10月に廃棄物処理対策審議会に諮問し、答申を平成24年2月に受けた。
平成24年度	平成25年度から3箇年かけてごみ焼却処理施設基幹的設備整備工事を実施するために長寿命化計画を策定した。
平成24年4月	搬入された小型家電（家電4品目を除く）のリサイクルを開始した。また、資源ごみ回収団体報奨金制度にミックス古紙を追加した。
平成25年2月	市内5箇所にて衣類等の拠点回収を試行的に開始した。
平成25年度	平成25年度から平成27年度の3箇年で、老朽化したごみ焼却施設の延命化を目的として、循環型社会形成推進地域計画及び長寿命化計画に基づき、処理施設整備事業として総工費2,590,245千円（工事施行監理委託17,745千円含む）をかけて、ごみ焼却処理施設基幹的設備整備工事（焼却施設の更新及び改造）を実施した。 また、平成25年及び28年度には、老朽化した粗大ごみ処理施設の延命化を目的として、循環型社会形成推進地域計画及び長寿命化計画に基づき、処理施設整備事業として総工費168,666千円をかけて、粗大ごみ処理施設基幹的設備整備工事を実施した。
平成25年4月	衣類等の拠点回収を市内11箇所に拡大し、本格的に開始した。
平成25年11月	パソコン（CRTディスプレイ及びCRTディスプレイ一体型パソコンを除く）の清掃センターでの受け入れを開始した。
平成26年4月	清掃センターに直接搬入された羽毛ふとんのリサイクルを開始した。
平成26年7月	ダンボールコンポスト（だっくす食ん太くんNeo）の販売を開始した。（令和2年度で販売を終了した。）

平成27年3月	平成26年5月に廃棄物処理対策審議会に諮問した、生活系自己搬入ごみ有料化実施計画及び事業系一般廃棄物処理手数料の改定について、答申を受けた。
平成27年8月	小型家電の拠点回収を市内4箇所で開始した。
平成28年4月	全ての市民を対象とする、粗大ごみの有料戸別収集を開始した。また、清掃センターへの生活系持ち込みごみの有料化を開始した。
平成28年4月	焼却施設の延命化及びエネルギー資源使用量削減のため、焼却炉の運転方法を2炉運転から1炉運転に切り替えた。
平成28年11月	資源物の持ち去り禁止に関する条項の制定及び少量排出事業者に係るごみ集積所利用制度の在り方について、平成28年3月に廃棄物処理対策審議会に諮問し、資源物の持ち去り禁止に関する条項の制定について、答申を受けた。
平成29年3月	平成28年3月に廃棄物処理対策審議会に諮問した、少量排出事業者に係る集積所利用制度の在り方について、答申を受けた。
平成29年3月	大規模災害時の復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的とした災害廃棄物処理計画を策定した。
平成30年10月	市内スーパー等48店舗で少量排出事業者用指定ごみ袋の取扱いを開始した。
平成31年2月	平成30年8月に廃棄物処理対策審議会に諮問した、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について、答申を受けた。
令和元年7月	靴・革製品等の拠点回収を市内4箇所で開始した。
令和元年9月	平成31年2月に三島市新規最終処分場候補地選定委員会を設置し、賀茂之洞地区を新規最終処分場の建設に適した候補地とする答申を受けた。
令和元年12月	庁議において、総合的に検討を行った結果、賀茂之洞地区を新規最終処分場の建設候補地として決定した。
令和2年7月	靴・革製品等の拠点回収を市内6箇所に拡大した。
令和3年10月	リネットジャパンリサイクル株式会社と宅配便を活用した使用済み小型家電等の回収に係る連携協力協定を締結した。
令和4年4月	清掃センターに直接搬入された毛布等のリサイクルを開始した。
令和5年9月	ごみの減量、市民のリユース意識の醸成を図るため、排出された粗大ごみ等のうち、再使用可能なものについて、「メルカリ Shops」での販売を開始した。
令和6年3月	全国的に大きな課題となっている食品ロスを削減するため、静岡県食品ロス削減推進計画（第4次静岡県循環型社会形成計画内）及び三島市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に基づき、「三島市食品ロス削減推進計画」を策定した。

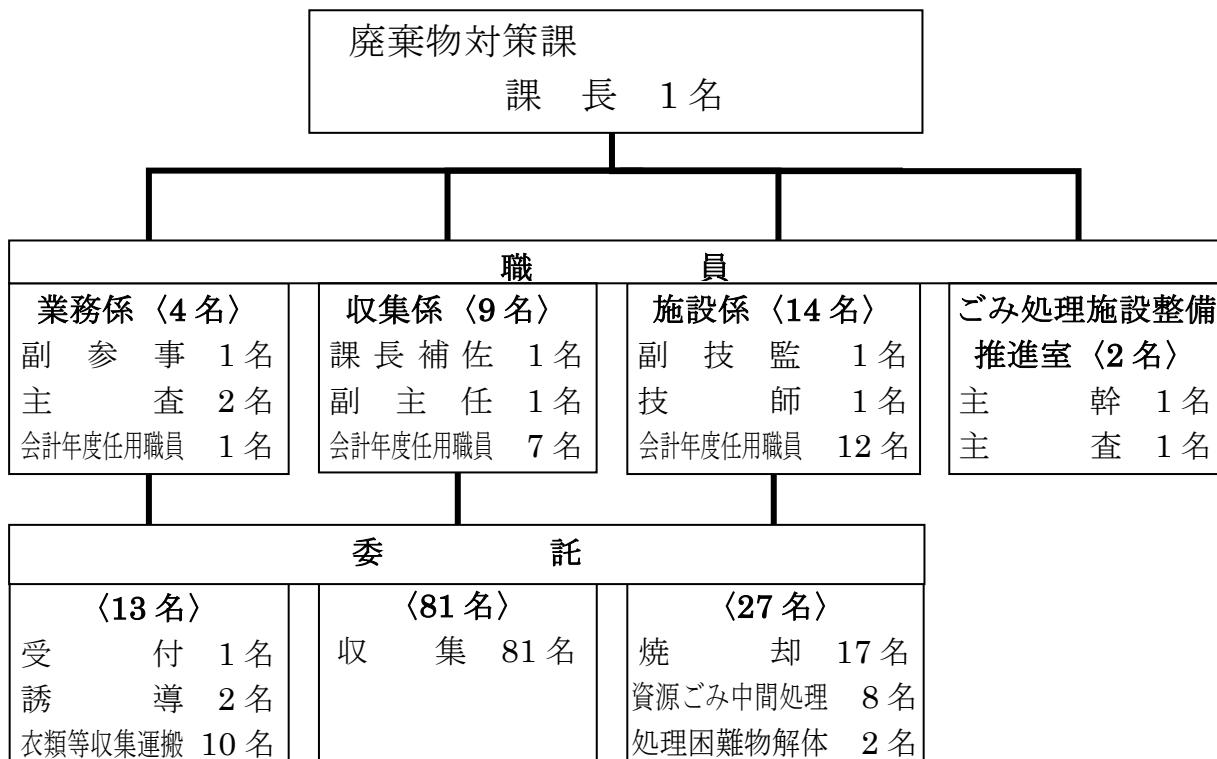
3 ごみ処理に関する条例等の沿革

年 月	事 項
大正 2 年 4 月	「三島町汚物掃除規定」が制定された。この規定では、ごみ箱は隠蓋容器の使用、分別収集、無公害による埋立て又は焼却、また、これらに対する巡回の実施等がうたわれ、個人に対する清潔義務が主体となっていた。
昭和 29 年	「清掃法」が公布された。この法律では、市町村は清掃思想の普及、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善等、清掃事業の効率的な運営が義務付けられ、国、県はこれらに対する援助が義務付けられた。
昭和 48 年 1 月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が制定された。従来の「清掃法」と大きく違うのは、「汚物」を「廃棄物」に改めたことと、「廃棄物」を一般廃棄物と産業廃棄物に大別したことである。また、事業者の責務を明確にし、処理責任、処理計画等を規定した。
平成 7 年 9 月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この条例改正は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正（平成 3 年 10 月法改正・平成 4 年 7 月改正法施行）を踏まえて、廃棄物の排出の抑制と分別・再生等を図るため、市民、事業者、市等廃棄物に係る関係者の責務等関係事項を明記したほか、昭和 51 年以来据え置きとなっていた事業系一般廃棄物の処分手数料等の改定など全部改正をした。（改正条例は 52 ページ参照）
平成 10 年 6 月	「三島市ごみの不法投棄等防止条例」が施行された。この条例は、ごみのない清潔で美しいまちづくりを目的とし、ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置を防止するために制定された。また、市民・事業者・市それぞれの責務を明確にし、容器入り飲料等を販売する自動販売機について、届出を義務付けるとともに回収容器の設置を義務付け、空き缶等のポイ捨てを防止することにより、市民の快適な生活環境の確保を図った。（条例は 65 ページ参照）
平成 24 年 11 月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この条例改正は、「第 2 次一括法（平成 23 年法律第 105 号）」第 171 条の規定により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 21 条第 3 項（技術管理者の資格要件）が改正され、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあっては、市の条例で定めることとなつたため改正した（条例第 12 条の 2 を追加）。（改正条例は 52 ページ参照）
平成 26 年 2 月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この条例改正は、平成 26 年 4 月 1 日から消費税が 5 パーセントから 8 パーセントに引き上げられることに伴い、一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の額を改正した。（改正条例は 52 ページ参照）
平成 27 年 9 月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この改正により、ごみの減量や排出抑制、ごみ処理費用の負担の公平化、ごみ処理に係る税負担の軽減を目的に生活系自己搬入ごみを有料化し、併せて粗大ごみ戸別収集に係る処理手数料を規定した。また、平成 7 年 9 月以来据え置きとなっていた事業系一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物処理費用も改定した。施行日は平成 28 年 4 月 1 日。（改正条例は 52 ページ参照）

平成29年9月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この改正により、ごみ集積所に排出された一般廃棄物を、市又は市から委託を受けた者以外の者が、収集運搬することを禁止し、集団回収のために集積所に排出された資源物を、集団回収を行う団体又は当該団体から委託を受けた者以外の者が、収集運搬することを禁止した。また、違反者に対する罰則が規定された。施行日は平成30年1月1日。(改正条例は52ページ参照)
平成29年11月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この改正により、少量排出事業者制度が改正となり、1回のごみ(一般廃棄物に限る)排出量10kg以下の少量排出事業者が、地域の集積所にごみを排出する場合、少量排出事業者用指定ごみ袋の使用と処理手数料の納入が義務化された。施行日は平成30年10月1日。(改正条例は52ページ参照)
平成31年2月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この改正により、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件の基準に専門職大学に係る規定が追加され、専門職大学前期修了者が短期大学卒業者と同等の扱いになった。施行日は平成31年4月1日。(改正条例は52ページ参照)

第2章 組織及び人員配置

1 機構及び人員（令和6年4月1日現在の人員配置）



2 事務分掌

業務係

- 一般廃棄物処理基本計画・実施計画に関すること。
- 循環型社会形成推進地域計画に関すること。
- 一般廃棄物処理実態調査に関すること。
- 廃棄物処理対策審議会に関すること。
- 災害廃棄物処理計画に関すること。
- 分別収集計画に関すること。
- 食品ロス削減推進計画に関すること。
- 広域市町ごみ処理問題検討会に関すること。
- ごみ減量・資源化施策の推進に関すること。
- 広報・啓発・出前講座に関すること。
- ごみ減量アドバイザーに関すること。
- 計量及び手数料に関すること。
- 不用品の売払いに関すること。
- 事業系ごみの適正処理に関すること。
- 指定ごみ袋に関すること。
- 生ごみ処理容器に関すること。
- 自動販売機の届出に関すること。

- 18 公衆便所（玉沢）の維持・管理に関すること。
- 19 一般廃棄物処理業者に関すること。
- 20 三島函南広域行政組合との連絡調整に関すること。
- 21 小沢地区水道施設に関すること。
- 22 課内庶務に関すること。

収 集 係

- 1 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
- 2 ふれあいさわやか回収に関すること。
- 3 粗大ごみ戸別収集に関すること。
- 4 ごみ集積所に関すること。
- 5 環境美化推進員に関すること。
- 6 環境美化推進大会に関すること。
- 7 三島の川をきれいにする奉仕活動に関すること。
- 8 統一美化キャンペーンに関すること。
- 9 環境衛生週間ポスター・標語展に関すること。
- 10 町内清掃に関すること。
- 11 防疫及び衛生害虫の駆除に関すること。
- 12 側溝等の消毒など環境衛生事業に関すること。
- 13 死亡動物の処理に関すること。
- 14 廃棄物の不法投棄の監視及び処理に関すること。
- 15 不法投棄監視員に関すること。
- 16 係所有の車両等の維持管理に関すること。

施 設 係

- 1 一般廃棄物処理施設の修繕等に関すること。
- 2 ごみ焼却処理施設の運転及び維持管理に関すること。
- 3 粗大ごみ処理施設の運転及び維持管理に関すること。
- 4 最終処分場の維持管理に関すること。
- 5 浸出水処理施設の運転及び維持管理に関すること。
- 6 一般廃棄物の受入処理に関すること。
- 7 ペットボトル、びん、白色トレイ及び蛍光管の中間処理に関すること。
- 8 ペットボトル、びん、蛍光管及び乾電池等の搬出に関すること。
- 9 焼却固化灰及び不燃物処理残渣等の埋立処分に関すること。
- 10 焼却固化灰等の外部搬出処理に関すること。
- 11 係所有の車両等の維持管理に関すること。

ごみ処理施設整備推進室

- 1 新たな一般廃棄物最終処分場の整備に関すること。
- 2 一般廃棄物処理の広域化の検討に関すること。

3 人員配置（令和6年4月1日現在）

【環境市民部廃棄物対策課】

	人 員
課長	1 人
副参事	1 人
副技監	1 人
課長補佐	1 人
主幹	1 人
副主任	1 人
主査	3 人
技師	1 人
会計年度任用職員	20 人
職員合計	30 人

【委 託】

	人 員
受付	1 人
誘導	2 人
衣類等収集運搬	10 人
収集運搬	34 人
資源古紙回収	6 人
収集容器設置	9 人
不法投棄監視 及び廃棄物回収分別	31 人
死亡動物回収	1 人
ごみ焼却施設運転管理	17 人
資源ごみ中間処理	8 人
可燃性処理困難物解体	2 人
委託合計	121 人

第3章 ごみ処理事業

1 三島市のごみ処理方法について

三島市における一般廃棄物（ごみ）の収集は、「生活系ごみ」と「事業系ごみ」とに分類し、「生活系ごみ」については、主にごみ集積所（ステーション）方式を採用し、燃えるごみ、資源ごみ、資源古紙、ペットボトル・白色トレイ・白色発泡スチロール、危険不燃物、乾電池等に区分して、分別収集を行っている。また、平成25年度から27年度にかけて実施したごみ焼却処理施設の基幹的設備整備工事による延命化効果の維持を目的として、平成28年度より集積所に排出されるごみの収集基準を厳格化したことで、年間数10回起こっていたごみ詰まりによる焼却炉の停止が10回以下に減少した。なお、厳格化に伴うルール違反ごみ増加の対策として、出前講座や広報誌等による市民への周知と、ルール違反者への警告文発送や清掃センターへの呼び出し等の指導を行っている。

粗大ごみや集積所に出せなかったごみを自ら処理施設へ持ち込む場合は、平成28年度からの生活系自己搬入ごみの有料化に伴い、有料で処理を行っている。さらに、「粗大ごみ戸別収集事業（※1）」の実施により、収集依頼があった場合は、有料で収集を行っている。

「事業系ごみ」については、事業者責任の原則（廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条）から事業者自らが処理施設へ持ち込むか、あるいは一般廃棄物許可業者との契約による収集運搬となっており、いずれも有料で処理している。ただし、1回の排出が10kg以下の「少量排出事業者」については、自治会長や町内会長の承認後、市に届出すれば、有料の指定ごみ袋を使用することにより、ごみ集積所の利用を可能とし、市の委託業者が収集している。

平成15年10月からは、ごみ集積所へ出すことが身体的に困難で、身近な人等の協力を得られない高齢者・障がい者等の負担を軽減するため、玄関先等まで出向いてごみの収集を行うとともに、声を掛けて安否の確認をすることにより高齢者、障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とする「ふれあいさわやか回収事業（※2）」を実施している。

収集したごみのうち可燃ごみは、ごみ焼却施設（全連続燃焼式焼却炉（流動床炉））で焼却処理し、資源ごみ・粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎選別処理している。

これらの処理施設から排出された焼却灰、破碎残渣は、清掃センター内の最終処分場で埋立処理をしているが、平成22年度より最終処分場の延命化を図るため、焼却灰等の一部を外部搬出している。

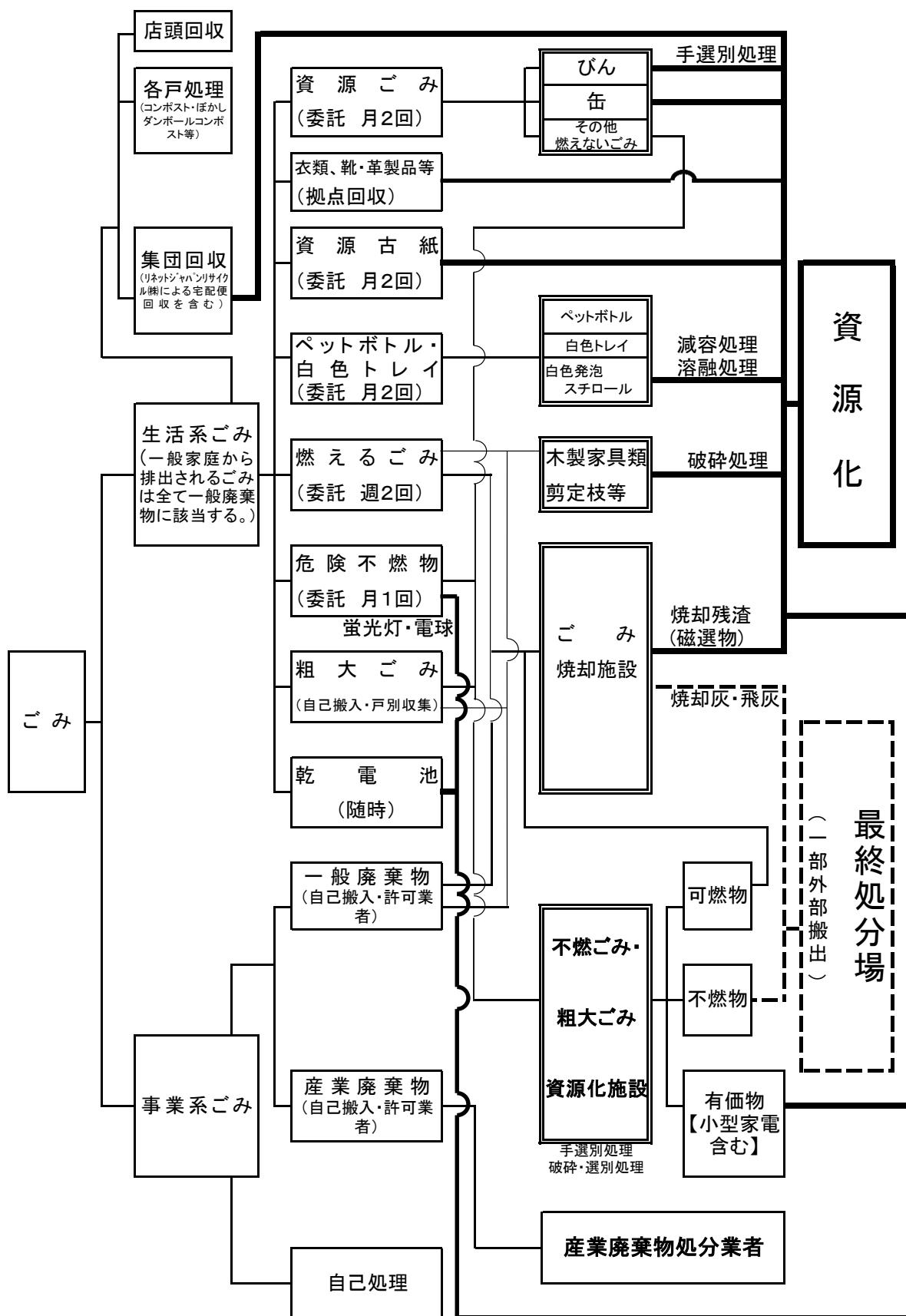
※1 「粗大ごみ戸別収集事業」の実績（令和5年度実績）

申込件数	2,233件（うちキャンセル110件）	収集件数	2,249件
収集量	178,420kg	実施日数	242日

※2 「ふれあいさわやか回収事業」の実績（令和5年度実績）

利用世帯数	294世帯	年間延べ件数	11,698件	回収量	69,020kg
高齢・障がい等の別	高齢者	241件	声かけの有無	有り	82件
	身障者	53件		無し	212件

三島市におけるごみ処理の流れ



2 ごみ収集処分の実績

(1) 年度別一般廃棄物(ごみ)収集搬入実績表

	可燃物				不燃物				小計
	生	活	系	業	生	活	系	業	
市収集	委託収集	家庭直接搬入	許可業者	市収集	委託収集	家庭直接搬入	許可業者	事業所直接搬入	
平成16年度	171.22	30,724.43	1,829.48	9,658.33	382.58	42,766.04	122.05	2,509.16	564.06
平成17年度	167.70	31,315.08	1,931.70	10,078.55	416.67	43,909.70	97.01	2,426.87	571.99
平成18年度	163.07	31,581.30	2,002.78	10,416.67	404.54	44,568.36	90.07	2,416.63	546.19
平成19年度	163.38	30,972.57	2,033.87	10,811.99	457.69	44,439.50	82.58	2,427.87	507.24
平成20年度	147.91	29,609.37	1,921.08	10,345.94	439.98	42,464.28	72.40	2,266.42	521.96
平成21年度	143.10	28,972.07	1,839.49	9,833.84	284.88	41,073.38	54.80	2,278.52	549.05
平成22年度	172.96	27,972.82	1,850.30	9,607.70	299.66	39,903.44	45.82	2,331.77	569.89
平成23年度	159.86	27,829.12	1,772.03	9,555.37	370.26	39,686.64	51.45	2,340.99	507.01
平成24年度	144.25	27,343.16	1,602.65	9,445.92	396.56	38,932.54	47.38	2,286.61	452.28
平成25年度	160.60	26,565.95	1,569.03	9,390.73	315.14	38,001.45	47.83	2,247.33	502.61
平成26年度	159.18	25,615.56	1,502.89	8,937.69	272.27	36,487.59	53.55	2,170.73	278.41
平成27年度	168.91	25,044.36	1,590.75	8,924.03	274.45	36,002.50	60.47	2,188.38	418.42
平成28年度	157.90	23,305.47	817.46	8,597.60	630.94	33,509.37	150.67	2,135.68	277.28
平成29年度	156.80	22,397.62	1,078.32	8,331.84	613.09	32,577.67	161.98	1,971.35	285.48
平成30年度	162.09	21,244.61	1,212.60	8,568.57	634.20	31,822.07	176.49	1,875.76	297.32
令和元年度	145.95	20,668.61	1,351.29	8,345.37	655.05	31,166.27	180.72	1,847.28	358.42
令和2年度	169.55	20,455.81	1,349.97	7,076.73	490.42	29,542.48	163.02	2,034.68	461.55
令和3年度	202.22	19,572.52	1,414.16	7,099.77	498.19	28,786.86	129.29	1,953.37	366.23
令和4年度	321.44	19,155.09	1,350.62	7,259.12	469.03	28,555.30	27.10	1,809.36	342.39
令和5年度	237.01	18,337.33	1,161.21	7,073.24	443.33	27,252.12	18.01	1,743.48	310.58

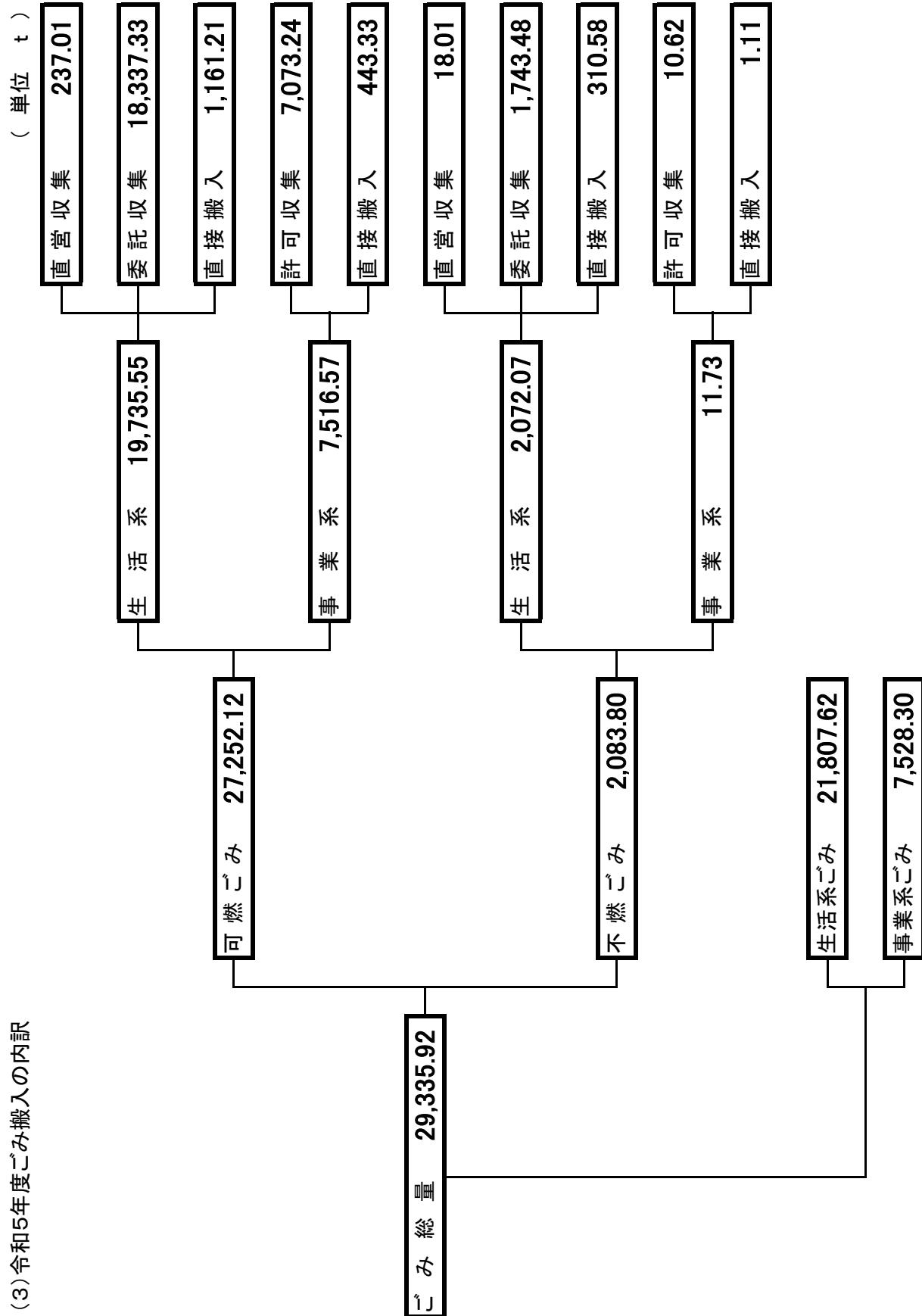
※平成28年度から、生活系ごみと事業系ごみの集計方法を変更した。
(平成27年度まで生活系に含まれていた市役所直接受入、減免、町内清掃ごみを事業系へと変更した。)

(2) 令和5年度ごみ収集量月別状況

(単位t)

月	可燃			不燃			合計										
	直営	委託	直接搬入	小計	許可業者	直接搬入	小計	直営	委託	直接搬入	小計	許可業者	直接搬入	小計	不燃ごみ 合計		
4月	18.64	1,545.83	104.68	1,669.15	557.19	43.44	600.63	2,269.78	2.27	157.89	26.00	186.16	2.58	2.58	188.74	2,458.52	
5月	18.36	1,712.16	108.22	1,838.74	632.67	73.49	706.16	2,544.90	1.34	146.10	31.55	178.99	0.49	0.13	0.62	179.61	2,724.51
6月	20.90	1,590.24	102.36	1,713.50	607.97	39.62	647.59	2,361.09	0.98	147.03	24.77	172.78	1.19	0.10	1.29	174.07	2,535.16
7月	20.62	1,558.80	86.35	1,665.77	606.80	29.38	636.18	2,301.95	2.38	142.25	21.47	166.10	0.26	0.18	0.44	166.54	2,468.49
8月	20.69	1,592.71	102.59	1,715.99	612.88	31.74	644.62	2,360.61	1.61	142.04	28.95	172.60	0.45	0.45	173.05	2,533.66	
9月	19.84	1,492.90	85.26	1,598.00	586.46	43.70	630.16	2,228.16	0.94	143.25	20.84	165.03	1.31	1.31	166.34	2,394.50	
10月	19.85	1,545.26	111.37	1,676.48	589.36	37.31	626.67	2,303.15	1.67	144.60	28.05	174.32	0.39	0.30	0.69	175.01	2,478.16
11月	19.61	1,502.44	99.98	1,622.03	592.94	40.61	633.55	2,255.58	1.08	142.78	25.44	169.30	0.86	0.86	170.16	2,425.74	
12月	20.35	1,586.34	131.16	1,737.85	608.26	28.04	636.30	2,374.15	1.05	158.71	39.90	199.66	1.52	1.52	201.18	2,575.33	
1月	22.14	1,526.07	73.09	1,621.30	590.70	27.63	618.33	2,239.63	0.97	142.97	20.30	164.24	0.06	0.06	164.30	2,403.93	
2月	17.68	1,307.90	63.85	1,389.43	533.62	24.32	557.94	1,947.37	1.02	140.93	18.26	160.21	0.26	0.26	160.47	2,107.84	
3月	18.33	1,376.68	92.30	1,487.31	554.39	24.05	578.44	2,065.75	2.70	134.93	25.05	162.68	1.25	0.40	1.65	164.33	2,230.08
計	237.01	18,337.33	1,161.21	19,735.55	7,073.24	443.33	7,516.57	27,252.12	18.01	1,743.48	310.58	2,072.07	10.62	1.11	11.73	2,083.80	29,335.92

(3) 令和5年度ごみ搬入の内訳



(4) 年度別ごみ量の推移

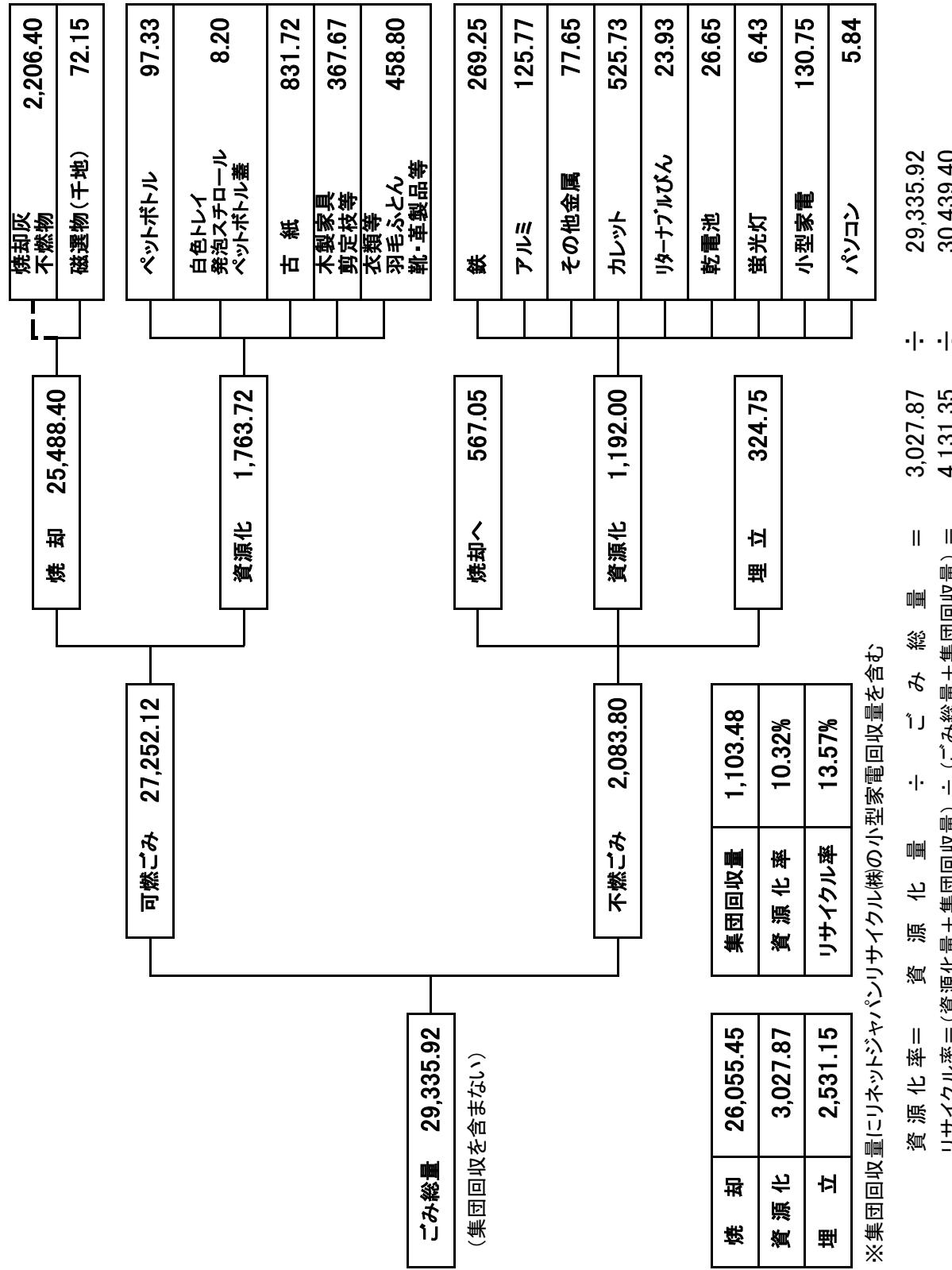
※行政区区域内人口について各年度10月1日人口、1日平均量及び1人1日平均量を記載
※環境省の通知により、平成24年度から外国人を含めた数値も記載

項目		26年度	27年度	28年度	29年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
人口等	行政区域内人口(人) (日本人のみ)	110,953	110,491	110,366	109,819	109,122	108,316	107,788	107,091	106,050
	増減率(%) △ 0.49	△ 0.42	△ 0.11	△ 0.50	△ 0.63	△ 0.74	△ 0.49	△ 0.65	△ 0.97	△ 1.15
	行政区域内人口(人) (外国人含む)	112,102	111,626	111,550	111,095	110,444	109,698	109,155	108,466	107,466
ごみ量	増減率(%) △ 0.53	△ 0.42	△ 0.07	△ 0.41	△ 0.59	△ 0.68	△ 0.49	△ 0.63	△ 0.92	△ 1.10
	年間量(t) 集団回収量(小型家電回収含む)	38,995	38,675	36,075	35,000	34,176	33,559	32,205	31,242	30,745
	1日平均量(t) (日本人のみ)	113.2	111.5	104.5	101.3	98.9	96.6	92.2	89.3	87.8
総計	1人1日平均量(g) (日本人のみ)	1,020	1,009	947	923	907	891	856	833	828
	1人1日平均量(g) (外国人含む)	999	937	912	896	880	845	823	817	783
	年間量(t)	36,488	36,003	33,509	32,578	31,822	31,166	29,542	28,787	28,555
可燃ごみ	増減率(%) △ 4.0	△ 1.3	△ 6.9	△ 2.8	△ 2.3	△ 2.1	△ 5.2	△ 2.6	△ 0.8	△ 4.6
	1日平均量(t)	100.0	98.4	91.8	89.3	87.2	85.4	80.9	78.9	78.2
	年間量(t)	2,507	2,673	2,566	2,422	2,354	2,392	2,663	2,455	2,189
不燃ごみ	増減率(%) △ 13.0	6.6	△ 4.0	△ 5.6	△ 2.8	1.6	11.3	△ 7.8	△ 10.8	△ 4.8
	1日平均量(t)	6.9	7.3	7.0	6.6	6.4	6.6	7.3	6.7	6.0
	年間量(t)	29,780	29,471	26,844	26,052	24,969	24,552	24,635	23,638	23,006
生 活 系	増減率(%) △ 4.2	△ 1.0	△ 8.9	△ 3.0	△ 4.2	△ 1.7	0.3	△ 4.0	△ 2.7	△ 5.2
	1日平均量(t)	81.6	80.5	73.5	71.4	68.4	67.3	67.5	64.8	63.0
	年間量(t)	9,214	9,204	9,231	8,948	9,207	9,006	7,571	7,604	7,739
事 業 系	増減率(%) △ 5.9	△ 0.1	0.3	△ 3.1	2.9	△ 2.2	△ 15.9	0.4	1.8	△ 2.7
	1日平均量(t)	25.2	25.1	25.3	24.5	25.2	24.7	20.7	20.8	21.1
	資源化量 (集団回収含まない)	3,875	3,977	3,164	3,167	3,092	3,219	3,220	3,231	3,154
資源化量 (リサイクル率)	9.9	10.3	8.8	9.0	9.0	9.6	10.0	10.3	10.3	10.3
	(集団回収含む)	15.0	15.0	13.7	13.9	13.9	14.1	13.9	14.0	13.9

※平成28年度から、生活系ごみと事業系ごみの集計方法を変更した。
(平成27年度まで生活系に含まれていた市役所直接搬入、減免、町内清掃ごみを事業系へと変更した。)

(5) 令和5年度ごみ処理フロー

(単位 t)



3 ごみ処理経費

(1) 決算額

ア 歳 入

(単位:円)

費　目		令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額
款　項　目	節					
使用料及び手数料		138,530,220	127,585,800	123,480,580	124,700,340	119,411,100
使用料		27,000	27,000	27,000	30,000	28,500
総務使用料	財産使用料	27,000	27,000	27,000	30,000	28,500
手数料		138,503,220	127,558,800	123,453,580	124,670,340	119,382,600
衛生手数料	清掃手数料	138,503,220	127,558,800	123,453,580	124,670,340	119,382,600
財産収入		19,688,664	15,420,787	26,179,407	43,507,885	81,037,048
財産運用収入		553,020	672,720	672,720	603,932	259,992
財産貸付収入	土地貸付料	553,020	672,720	672,720	603,932	259,992
財産売払収入		19,135,644	14,748,067	25,506,687	42,903,953	80,777,056
物品売払収入	不用品売払収入	19,135,644	14,748,067	25,506,687	42,903,953	80,777,056
	再生品売払収入	0	0	0	0	0
諸収入		11,401,677	11,690,547	12,377,033	83,003,557	7,446,030
		ペットボトル等拠出金 5,175,252円含む	ペットボトル等拠出金 3,266,920円含む	ペットボトル等拠出金 4,044,727円含む	ペットボトル等拠出金 8,762,164円含む	ペットボトル等拠出金 5,638,403円含む
雑入	その他雑入	11,401,677	11,690,547	12,377,033	83,003,557	7,446,030
国庫支出金		0	16,295,000	7,666,000	13,333,000	18,119,000
国庫補助金		0	16,295,000	7,666,000	13,333,000	18,119,000
衛生費国庫補助金	循環型社会形成 推進交付金 地域の元気臨時 交付金	0	16,295,000	7,666,000	13,333,000	18,119,000
総務費国庫補助金		0	0	0	0	0
国庫委託金		0	0	0	0	0
	清掃費委託金	0	0	0	0	0
県支出金		635,224	677,702	578,501	2,875,074	1,439,720
県補助金		0	0	0	2,302,000	986,000
商工費県補助金	消費対策費補助金	0	0	0	2,302,000	986,000
委託金		635,224	677,702	578,501	573,074	453,720
権限委譲事務交付金	衛生費交付金	635,224	677,702	578,501	573,074	453,720
市債		4,500,000	0	0	0	0
市債		4,500,000	0	0	0	0
衛生債	保健衛生費市債	4,500,000	0	0	0	0

イ 歳 出

(単位:円)

費　目		令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額
款　項　目						
衛生費(廃棄物対策課分)		1,123,297,860	1,146,581,833	1,118,239,848	1,289,379,557	1,284,709,502
保健衛生費		7,610,128	13,666,746	7,703,750	7,746,993	6,493,300
環境衛生費		7,610,128	13,666,746	7,703,750	7,746,993	6,493,300
清掃費		1,115,687,732	1,132,915,087	1,110,536,098	1,281,632,564	1,278,216,202
清掃総務費		54,809,383	49,433,218	50,044,904	57,174,853	50,964,154
塵芥収集費		311,205,544	304,340,146	309,064,165	312,796,185	320,963,770
清掃センター管理費		749,672,805	779,141,723	751,427,029	911,661,526	906,288,278

※保健衛生費については、三島函南広域行政組合(みしま聖苑)への負担金を除いた金額

ウ 一般会計と清掃費の割合

※計算に使用する人口及び世帯数は各年度における3月31日現在の数値(外国人登録含む)

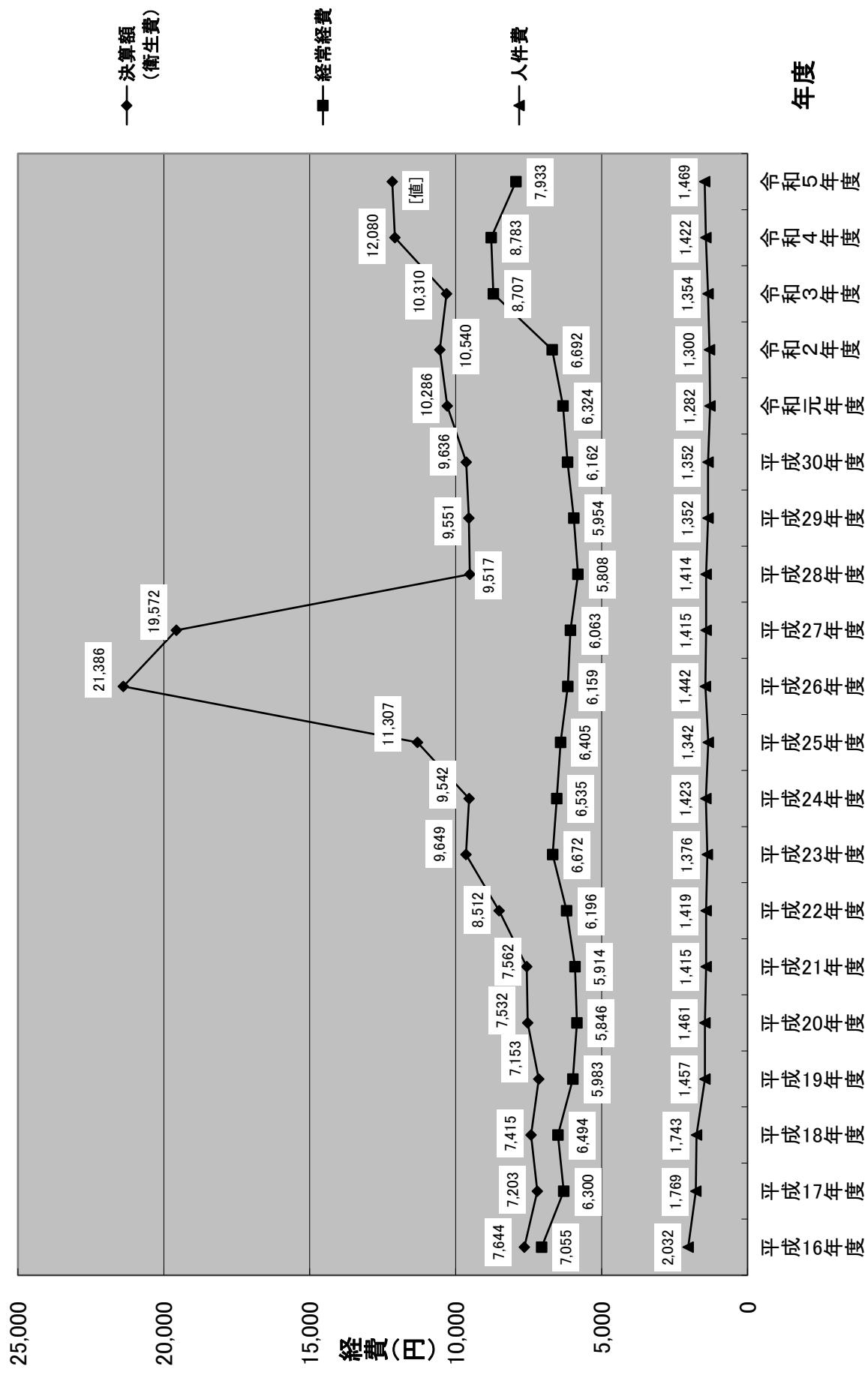
区分 年度	決 算 額		一般会計に 占める割合 (%)	1人当たりの 清掃費 (円)	1世帯当たりの 清掃費 (円)	(参考) 1人当りの衛生費 (廃棄物対策課分) (円)
	一 般 会 計 (千円)	清 掫 費 (千円)				
平成10年度	31,901,267	904,102	2.8	8,141	22,313	—
平成11年度	31,555,966	939,156	3.0	8,440	22,890	—
平成12年度	33,517,201	2,223,341	6.6	19,852	53,251	20,208
平成13年度	33,451,340	1,914,353	5.7	17,046	45,133	17,311
平成14年度	31,475,590	885,282	2.8	7,859	20,594	8,141
平成15年度	29,675,419	860,951	2.9	7,613	19,747	7,870
平成16年度	32,719,307	838,453	2.6	7,381	18,952	7,644
平成17年度	29,584,037	804,924	2.7	7,066	17,967	7,203
平成18年度	30,175,606	831,030	2.8	7,297	18,382	7,415
平成19年度	31,477,564	804,631	2.6	7,058	17,526	7,153
平成20年度	31,163,036	845,175	2.7	7,433	18,258	7,532
平成21年度	33,915,274	846,811	2.5	7,476	18,202	7,562
平成22年度	34,590,551	952,720	2.8	8,411	20,478	8,512
平成23年度	34,561,495	1,079,159	3.1	9,540	22,949	9,649
平成24年度	32,931,047	1,064,928	3.2	9,455	22,379	9,542
平成25年度	33,108,287	1,260,028	3.8	11,211	26,315	11,307
平成26年度	35,671,892	2,377,491	6.7	21,301	49,559	21,386
平成27年度	35,976,695	2,174,363	6.0	19,504	44,979	19,572
平成28年度	35,524,728	1,052,229	3.0	9,459	21,617	9,517
平成29年度	35,731,335	1,026,288	2.9	9,287	21,009	9,551
平成30年度	34,426,909	1,049,689	3.0	9,546	21,359	9,636
令和元年度	37,033,450	1,115,688	3.0	10,216	22,606	10,286
令和2年度	50,218,191	1,132,915	2.3	10,414	22,763	10,540
令和3年度	41,188,936	1,110,536	2.7	10,239	22,622	10,310
令和4年度	40,566,878	1,281,633	3.2	12,007	25,662	12,080
令和5年度	42,903,352	1,278,216	3.0	12,110	25,590	12,171

(2) 年度別ごみ処理経費等の推移

※人口及び世帯数は各年度における3月31日現在の数値(外国人登録含む)

年度	人 口 (人)	世 帯 (世帯)	ごみ処理量 (t)	焼却(t)	資源化(t)	埋立(t)	経常的経費 (千円)	1t当たり 経常的経費 (円)	人口1人当たり 経常的経費 (円)	1世帯当たり 経常的経費 (円)
平成16年度	113,590	44,241	46,096	40,559	5,133	4,175	801,366	17,385	7,055	18,114
平成17年度	113,910	44,801	47,133	41,249	5,420	4,170	717,671	15,227	6,300	16,019
平成18年度	113,883	45,208	47,743	41,564	5,800	3,956	739,596	15,491	6,494	16,360
平成19年度	114,001	45,912	47,579	41,772	5,432	4,166	682,028	14,335	5,983	14,855
平成20年度	113,700	46,291	45,436	39,779	5,239	4,287	664,694	14,629	5,846	14,359
平成21年度	113,268	46,524	44,050	38,424	5,179	4,175	669,837	15,206	5,914	14,398
平成22年度	113,124	47,025	42,943	37,708	4,839	4,002	700,860	16,321	6,196	14,904
平成23年度	113,119	47,536	42,697	37,638	4,649	3,824	754,688	17,675	6,672	15,876
平成24年度	112,632	47,587	41,803	37,056	4,401	3,945	736,078	17,608	6,535	15,468
平成25年度	112,395	47,882	40,882	36,453	4,090	3,642	719,921	17,610	6,405	15,035
平成26年度	111,616	47,973	38,995	31,192	3,875	3,023	687,430	17,629	6,159	14,330
平成27年度	111,483	48,342	38,675	31,786	3,977	3,116	675,908	17,477	6,063	13,982
平成28年度	111,239	48,675	36,075	32,693	3,164	3,167	646,064	17,909	5,808	13,273
平成29年度	110,505	48,851	35,000	31,607	3,167	3,176	657,917	18,798	5,954	13,468
平成30年度	109,965	49,145	34,176	30,853	3,092	2,816	677,556	19,825	6,162	13,787
令和元年度	109,205	49,354	33,559	30,090	3,219	2,801	690,645	20,580	6,324	13,994
令和2年度	108,788	49,770	32,205	28,615	3,220	2,846	728,031	22,606	6,692	14,628
令和3年度	108,466	49,092	31,242	27,724	3,231	2,679	944,464	30,231	8,707	19,239
令和4年度	106,740	49,942	30,745	27,309	3,080	2,648	937,488	30,493	8,783	18,772
令和5年度	105,552	49,949	29,336	26,055	3,028	2,531	837,315	28,542	7,933	16,763

(3) 年度別ごみ収集人口一人当たりの経費



4 ごみ埋立処理

(単位 t)

月	ごみ焼却施設			粗大ごみ			計
	集塵ト固化	不燃物	小計	処理施設	粗大ごみ	計	
4	146.55	47.36	193.91		25.99		219.90
5	153.85	40.24	194.09		28.41		222.50
6	131.89	47.02	178.91		21.86		200.77
7	134.76	42.66	177.42		28.74		206.16
8	143.52	38.61	182.13		30.25		212.38
9	132.32	43.68	176.00		28.82		204.82
10	159.58	44.30	203.88		27.94		231.82
11	144.20	41.99	186.19		28.09		214.28
12	159.70	43.07	202.77		26.35		229.12
1	131.84	33.29	165.13		31.92		197.05
2	126.70	31.71	158.41		24.73		183.14
3	146.89	40.67	187.56		21.65		209.21
計	1,711.80	494.60	2,206.40		324.75		2,531.15

5 ダイオキシン類測定結果

(1) 流動床式焼却炉(焼却能力 3.75 t／時間)

令和5年度測定結果

	A系焼却炉	B系焼却炉
1) 排ガス中 法基準 5 ng-TEQ/m ³ N	令和5年12月15日採取	令和5年5月12日採取
	0.230 ng-TEQ/m ³ N	0.500 ng-TEQ/m ³ N
2) 集塵灰中 セメント固化処理前	令和5年12月15日採取	令和5年5月12日採取
	0.67 ng-TEQ/g	0.36 ng-TEQ/g
3) 焼却炉下灰中 法基準 3 ng-TEQ/g	令和5年12月15日採取	令和5年5月12日採取
	0.026 ng-TEQ/g	0.019 ng-TEQ/g

令和4年度測定結果

	A系焼却炉	B系焼却炉
1) 排ガス中 法基準 5 ng-TEQ/m ³ N	令和4年8月26日採取	令和4年10月20日採取
	0.082 ng-TEQ/m ³ N	0.150 ng-TEQ/m ³ N
2) 集塵灰中 セメント固化処理前	令和4年8月26日採取	令和4年10月20日採取
	1.10 ng-TEQ/g	0.60 ng-TEQ/g
3) 焼却炉下灰中 法基準 3 ng-TEQ/g	令和4年8月26日採取	令和4年10月20日採取
	0.710 ng-TEQ/g	0.260 ng-TEQ/g

(2) 浸出水処理施設(処理能力 120m³/日 5m³/時間)

排水基準: 10pg-TEQ/L

	令和5年度測定結果	令和4年度測定結果
1) 採水日	令和5年5月19日採取	令和4年5月16日採取
2) 処理水中 ダイオキシン類毒性等量	0.40 pg-TEQ/L	0.18 pg-TEQ/L

(3) 観測井戸

環境基準: 1pg-TEQ/L

	令和5年度測定結果	令和4年度測定結果
1) 採水日	令和5年5月19日採取	令和4年5月16日採取
2) ダイオキシン類 毒性等	4箇所平均 0.029 pg-TEQ/L	0.083 pg-TEQ/L
	No.1井戸 0.023 pg-TEQ/L	0.030 pg-TEQ/L
	No.2井戸 0.023 pg-TEQ/L	0.023 pg-TEQ/L
	No.3井戸 0.022 pg-TEQ/L	0.240 pg-TEQ/L
	No.4井戸 0.047 pg-TEQ/L	0.040 pg-TEQ/L

(4) 清掃センター周辺 大気中のダイオキシン類濃度

(単位: pg-TEQ/m³)

測定年月日	清掃センター	小沢公民館	もず公園 (きじ公園)	富士見台公園
令和2年度(年間平均値)	0.0072	0.0050	0.0056	0.0064
令和2年 5月18日～7日間	0.0070	0.0041	0.0058	0.0068
令和2年 7月20日～7日間	0.0073	0.0058	0.0053	0.0059
令和3年度(年間平均値)	0.0095	0.0180	0.0078	0.0102
令和3年11月 8日～7日間	0.0079	0.0220	0.0068	0.0094
令和4年 2月 1日～7日間	0.0110	0.0140	0.0087	0.0110
令和4年度(年間平均値)	0.0068	0.0051	0.0072	0.0075
令和4年 5月16日～23日	0.0068	0.0056	0.0068	0.0080
令和4年 7月12日～19日	0.0068	0.0045	0.0076	0.0070
令和5年度(年間平均値)	0.0072	0.0068	0.0073	0.0083
令和5年11月13日～20日	0.0083	0.0081	0.0087	0.0100
令和6年 2月13日～20日	0.0061	0.0054	0.0058	0.0066
(注1)令和3年度より、測定箇所をきじ公園からもず公園へ変更				
環境基準: 0.6 pg-TEQ/m ³ (年間平均値)				

焼却施設排ガス測定結果(令和5年度)

測定位 月日	測定月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月						
	採取日		14日		19日		23日		14日		4日		22日		13日		17日		22日		19日		16日		3日						
	調査報告日		26日		30日		7月4日		25日		17日		10月5日		24日		29日		1月9日		2月1日		28日		15日						
測定位置	計量の対象	単位	基準値	自主基準値	排出量 濃度 K値	m3/h vol ppm K=13	硫黄酸化物	<0.022 <1 <0.003	排出量 濃度 K値	<0.027 <1 <0.004	硫黄酸化物	<0.021 <1 <0.003	塩化水素	<0.025 <1 <0.003	塩化水素	排出量 濃度 K値	排出量 濃度 K値	塩素酸化物	排出量 濃度 K値	塩素酸化物	排出量 濃度 K値	塩素酸化物	排出量 濃度 K値	塩素酸化物	排出量 濃度 K値						
測定結果 煙突測定孔	水銀濃度	μg/Nm ³	50	0.1	0.1	K=1	硫黄酸化物	<0.022 <1 <0.003	水銀濃度	<0.027 <1 <0.004	硫黄酸化物	<0.021 <1 <0.003	塩化水素	<0.025 <1 <0.003	塩化水素	mg/m ³	700	245	12	21	23	16	30	18	15	24	18	17	0.5	<0.1	
	ppm	ppm	430	150	7	13	硫黄酸化物	ppm	ppm	430	150	7	13	硫黄酸化物	ppm	ppm	250	150	100	67	75	77	70	72	79	96	68	79	85	74	
	ppm	ppm	150	150	100	67	塩化水素	ppm	ppm	150	150	100	67	塩化水素	ppm	ppm	0.15	0.15	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	ppm	ppm	150	150	100	67	塩素酸化物	ppm	ppm	150	150	100	67	塩素酸化物	ppm	ppm	0.15	0.15	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	ppm	ppm	150	150	100	67	塩素酸化物	ppm	ppm	150	150	100	67	塩素酸化物	ppm	ppm	0.15	0.15	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	ppm	ppm	150	150	100	67	塩素酸化物	ppm	ppm	150	150	100	67	塩素酸化物	ppm	ppm	0.15	0.15	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	ppm	ppm	150	150	100	67	塩素酸化物	ppm	ppm	150	150	100	67	塩素酸化物	ppm	ppm	0.15	0.15	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	ppm	ppm	150	150	100	67	塩素酸化物	ppm	ppm	150	150	100	67	塩素酸化物	ppm	ppm	0.15	0.15	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	ppm	ppm	150	150	100	67	塩素酸化物	ppm	ppm	150	150	100	67	塩素酸化物	ppm	ppm	0.15	0.15	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	ppm	ppm	150	150	100	67	塩素酸化物	ppm	ppm	150	150	100	67	塩素酸化物	ppm	ppm	0.15	0.15	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
測定条件	湿り排ガス量	m3/h	-	-	38,300	36,700	36,500	39,600	35,400	37,000	39,400	34,100	41,400	39,500	40,500	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800			
	乾き排ガス量	m3/h	-	-	24,200	22,300	24,800	26,600	21,500	22,800	24,100	21,100	25,100	21,100	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100	25,100			
	排ガス温度	°C	概ね200°C以下	概ね200°C以下	180	185	182	184	178	182	178	174	178	174	176	176	176	176	176	176	176	176	176	176	176	176	176	176			
	排ガス水分量	%	-	-	36.9	39.3	32.0	32.8	39.3	38.3	38.3	38.8	38.8	38.2	39.3	36.6	36.6	36.6	36.6	36.6	36.6	36.6	36.6	36.6	36.6	36.6	36.6	36.6	36.6		
	排ガス酸素濃度	%	-	-	11.6	11.2	10.6	12.4	12.6	12.8	11.2	12.8	11.2	12.8	11.0	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6		
-	測定炉	-	-	-	B炉	B炉	A炉	A炉	B炉	B炉	A炉	B炉	A炉	B炉	A炉	A炉	A炉	A炉	A炉	A炉	A炉	A炉	A炉	A炉	A炉	A炉	A炉				
-	測定時焼却量	kg/h	-	-	3,240	3,780	3,180	3,020	2,970	2,980	3,450	3,370	3,270	2,930	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140		
炉頂 集じん器 入口	燃焼室温度	°C	既設 800°C以上	概ね 220°C以下	901	919	883	886	903	932	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880		
	集じん器入口温度	°C	220°C以下	220°C以下	181	183	180	181	182	182	185	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182		

原水 浸出水處理施設水質分析結果(令和5年度)

計量の対象	単位	下水放流基準値	結果												備考
			4月 4日	5月 9日	6月 6日	7月 4日	8月 1日	9月 5日	10月 3日	11月 7日	12月 5日	1月 9日	2月 6日	3月 5日	
水温	°C	18.6	20.4	21.3	23.1	25.0	25.4	24.0	21.1	17.1	15.0	15.1	15.1	16.2	
水素イオン濃度	—	5~9	8.1	8.0	7.3	7.4	7.6	7.5	7.4	7.7	7.5	7.8	7.8	7.7	
浮遊物質	mg/L	600	7	14	2	6	3	4	3	5	6	4	6	7	
化学的酸素要求量	mg/L	—	7.2	7.5	8.2	32	22	13	8.9	9.2	11	7.6	13.0	12	
生物化学的酸素要求量	mg/L	600	2.7	3.1	13	86	24.0	6.1	5.7	4	5.2	9.4	12	28	
大腸菌群数	個/mL	—	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	
全窒素	mg/L	240	19	14	11	39	30	26	22	25	24	18	28	22	
塩化物イオン	mg/L	—	760	—	—	—	—	1100	—	—	450	—	—	—	
ヘキサノン抽出物質(鉱物)	mg/L	5	<0.5	—	—	—	—	<0.5	—	—	<0.5	—	—	—	
" (動植物油)	mg/L	30	<0.5	—	—	—	—	<0.5	—	—	<0.5	—	—	—	
カドミウム	mg/L	0.03	<0.002	—	—	—	—	<0.002	—	—	<0.002	—	—	—	
鉛	mg/L	0.1	<0.01	—	—	—	—	<0.01	—	—	<0.01	—	—	—	
六価クロム	mg/L	0.5	<0.05	—	—	—	—	<0.05	—	—	<0.05	—	—	—	
ひ素	mg/L	0.1	<0.01	—	—	—	—	<0.01	—	—	<0.01	—	—	—	
シアノ化合物	mg/L	1	<0.1	—	—	—	—	<0.1	—	—	<0.1	—	—	—	
総水銀	mg/L	0.005	<0.0005	—	—	—	—	<0.0005	—	—	<0.0005	—	—	—	
アルキル水銀	mg/L	ND	<0.0005	—	—	—	—	<0.0005	—	—	<0.0005	—	—	—	
有機りん	mg/L	1	<0.1	—	—	—	—	<0.1	—	—	<0.1	—	—	—	
PCB	mg/L	0.003	<0.0005	—	—	—	—	<0.0005	—	—	<0.0005	—	—	—	
銅	mg/L	3	<0.2	—	—	—	—	<0.2	—	—	<0.2	—	—	—	
亜鉛	mg/L	2	<0.2	—	—	—	—	<0.2	—	—	<0.2	—	—	—	
全クロム	mg/L	2	<0.2	—	—	—	—	<0.2	—	—	<0.2	—	—	—	
ふつ素化合物	mg/L	8	<0.2	—	—	—	—	<0.2	—	—	<0.2	—	—	—	
フェノール類	mg/L	5	<0.5	—	—	—	—	<0.5	—	—	<0.5	—	—	—	
溶解性鉄	mg/L	10	<0.4	—	—	—	—	<0.4	—	—	<0.4	—	—	—	
溶解性マンガン	mg/L	10	<0.4	—	—	—	—	<0.4	—	—	<0.4	—	—	—	
全りん	mg/L	32	0.12	—	—	—	—	0.07	—	—	0.07	—	—	—	
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.01	—	—	—	—	<0.01	—	—	<0.01	—	—	—	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.01	—	—	—	—	<0.01	—	—	<0.01	—	—	—	
1,1,1-トリクロロエタノン	mg/L	3	<0.3	—	—	—	—	<0.3	—	—	<0.3	—	—	—	
ジクロロメタン	mg/L	0.2	<0.02	—	—	—	—	<0.02	—	—	<0.02	—	—	—	
四塩化炭素	mg/L	0.02	<0.002	—	—	—	—	<0.002	—	—	<0.002	—	—	—	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	<0.004	—	—	—	—	<0.004	—	—	<0.004	—	—	—	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1.0	<0.02	—	—	—	—	<0.02	—	—	<0.02	—	—	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	<0.04	—	—	—	—	<0.04	—	—	<0.04	—	—	—	
1,1,2-トリクロロエタノン	mg/L	0.06	<0.006	—	—	—	—	<0.006	—	—	<0.006	—	—	—	
1,3-ジクロロプロペーン	mg/L	0.02	<0.002	—	—	—	—	<0.002	—	—	<0.002	—	—	—	
チカラム	mg/L	0.06	<0.006	—	—	—	—	<0.006	—	—	<0.006	—	—	—	
シマジン	mg/L	0.03	<0.003	—	—	—	—	<0.003	—	—	<0.003	—	—	—	
チオベンカルブ	mg/L	0.2	<0.02	—	—	—	—	<0.02	—	—	<0.02	—	—	—	
ベンゼン	mg/L	0.1	<0.01	—	—	—	—	<0.01	—	—	<0.01	—	—	—	
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	<0.01	—	—	—	—	<0.01	—	—	<0.01	—	—	—	
ホウ素及びその化合物	mg/L	10	0.5	—	—	—	—	0.6	—	—	0.6	—	—	—	
沃素消費量	mg/L	220	4.7	—	—	—	—	6.3	—	—	6.3	—	—	—	
硫酸及硫酸化物、塩酸及塩酸化物	mg/L	380	13	—	—	—	—	25	—	—	25	—	—	—	

浸出水処理施設水質分析結果(令和5年度) 处理水

計量の対象	単位	下水放流基準値	放流自主基準値	水質分析結果									
				4月 4日	5月 9日	6月 6日	7月 4日	8月 1日	9月 5日	10月 3日	11月 7日	12月 5日	1月 9日
水温	°C		17.5	21.1	21.8	24.3	27.1	26.7	25.0	20.7	14.1	13.2	12.1
水素イオン濃度	—	5~9	5.8~8.6	7.6	7.6	7.4	7.5	7.4	7.6	7.5	7.5	7.5	7.6
浮遊物質	mg/L	600	<1	1	2	2	1	1	1	1	2	2	2
化学的酸素要求量	mg/L	—	70	4.1	4.4	3.8	7.5	6.0	5.8	7.0	5.5	6.6	5.4
生物化学的酸素要求量	mg/L	600	20	1.0	0.9	0.9	1.0	1.0	0.9	0.8	0.7	1.7	1.4
大腸菌群数	個/mL	—	—	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30
全塩素	mg/L	240	120	20	20	9.1	37	29	24	23	23	15	27
塩化物イオン	mg/L	—	—	700	1000	630	1700	1500	1200	900	910	950	420
n-ヘキサノン抽出物質(鉱物)	mg/L	5	—	—	—	<0.5	—	—	—	<0.5	—	—	<0.5
" (動植物油)	mg/L	30	—	—	—	<0.5	—	—	—	<0.5	—	—	<0.5
カドミウム	mg/L	0.03	—	—	—	<0.002	—	—	—	<0.002	—	—	<0.002
鉛	mg/L	0.1	—	—	—	<0.01	—	—	—	<0.01	—	—	<0.01
六価クロム	mg/L	0.5	—	—	—	<0.05	—	—	—	<0.05	—	—	<0.05
ひ素	mg/L	0.1	—	—	—	<0.01	—	—	—	<0.01	—	—	<0.01
シアノ化合物	mg/L	1	—	—	—	<0.1	—	—	—	<0.1	—	—	<0.1
総水銀	mg/L	0.005	—	—	—	<0.005	—	—	—	<0.005	—	—	<0.005
アルキル水銀	mg/L	ND	—	—	—	<0.0005	—	—	—	<0.0005	—	—	<0.0005
有機りん	mg/L	1	—	—	—	<0.1	—	—	—	<0.1	—	—	<0.1
PCB	mg/L	0.003	—	—	—	<0.0005	—	—	—	<0.0005	—	—	<0.0005
銅	mg/L	3	—	—	—	<0.2	—	—	—	<0.2	—	—	<0.2
亜鉛	mg/L	2	—	—	—	<0.2	—	—	—	<0.2	—	—	<0.2
全クロム	mg/L	2	—	—	—	<0.2	—	—	—	<0.2	—	—	<0.2
ふつ素化合物	mg/L	8	—	—	—	<0.2	—	—	—	<0.2	—	—	<0.2
フェノール類	mg/L	5	—	—	—	<0.5	—	—	—	<0.5	—	—	<0.5
溶解性鉄	mg/L	10	—	—	—	<0.4	—	—	—	<0.4	—	—	<0.4
溶解性マンガン	mg/L	10	—	—	—	<0.4	—	—	—	<0.4	—	—	<0.4
りん含有量	mg/L	32	—	—	—	<0.06	—	—	—	<0.06	—	—	<0.06
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	—	—	—	<0.01	—	—	—	<0.01	—	—	<0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	—	—	—	<0.01	—	—	—	<0.01	—	—	<0.01
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	—	—	—	<0.3	—	—	—	<0.3	—	—	<0.3
ジクロロメタン	mg/L	0.2	—	—	—	<0.02	—	—	—	<0.02	—	—	<0.02
四塩化炭素	mg/L	0.02	—	—	—	<0.002	—	—	—	<0.002	—	—	<0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	—	—	—	<0.004	—	—	—	<0.004	—	—	<0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1.0	—	—	—	<0.02	—	—	—	<0.02	—	—	<0.02
ジス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	—	—	—	<0.04	—	—	—	<0.04	—	—	<0.04
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	—	—	—	<0.006	—	—	—	<0.006	—	—	<0.006
1,2-ジクロロプロペニ	mg/L	0.02	—	—	—	<0.002	—	—	—	<0.002	—	—	<0.002
チカラム	mg/L	0.06	—	—	—	<0.006	—	—	—	<0.006	—	—	<0.006
シマシン	mg/L	0.03	—	—	—	<0.003	—	—	—	<0.003	—	—	<0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.2	—	—	—	<0.02	—	—	—	<0.02	—	—	<0.02
ベンゼン	mg/L	0.1	—	—	—	<0.01	—	—	—	<0.01	—	—	<0.01
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	—	—	—	<0.01	—	—	—	<0.01	—	—	<0.01
ホウ素及びその化合物	mg/L	10	—	—	—	<0.5	—	—	—	<0.5	—	—	0.4
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	—	—	—	<0.05	—	—	—	<0.05	—	—	<0.05
汎素消費量	mg/L	220	—	—	—	1.5	—	—	—	3.8	—	—	2.5
アブモーブム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	380	—	—	—	20	—	—	—	25	—	—	14

6 年度別可燃ごみ質の分析結果

内容・単位		年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
測定回数(回／年)			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
ごみの種類・組成	紙・布類	%	45.2	43.3	39.9	43.0	43.7	47.5	44.6	39.7	36.8	34.0
	ビニール合成樹脂 ゴム・皮革類	%	18.8	25.1	26.2	23.4	23.1	22.7	21.7	22.3	21.5	18.6
	(うちトレイ等包装容器類)		(6.0)	(8.3)	(7.1)	(9.4)	(8.5)	(11.9)	(9.1)	(10.5)	(9.5)	
	木・竹・わら類	%	13.4	14.0	14.6	15.9	15.0	14.1	13.0	18.8	17.4	19.7
	ちゅう芥類 野菜くず	%	6.3	8.8	11.1	7.2	9.2	7.1	12.6	9.7	11.9	10.2
	不燃物類	%	7.5	5.5	4.6	6.2	4.7	4.9	3.1	4.7	4.8	10.0
	その他	%	9.4	3.3	3.7	4.3	4.3	3.7	5.0	4.7	8.3	7.5
単位容積重量		t/m ³	0.103	0.099	0.094	0.089	0.097	0.090	0.104	0.080	0.100	0.110
成分	水分	%	45.0	47.7	50.3	44.0	44.9	44.2	49.6	47.8	48.0	44.3
	灰分	%	8.9	8.3	7.9	9.3	5.8	9.0	7.3	7.7	2.0	4.1
	可燃分	%	46.1	44.0	41.8	46.9	49.3	46.8	43.1	44.5	50.0	51.6
低位発熱量(計算値)		kcal/kg	1,804	1,695	1,579	1,848	1,949	1,843	1,641	1,714	1,963	2,088

7 ゴミ収集運搬車両状況(令和6年4月1日現在)

(単位:台)

区分・種類			台数(積載重量による区分)									計
			1,000kgまで	1,000超 迄	1,500超 迄	2,000超 迄	2,500超 迄	3,000超 迄	3,500超 迄	4,001kg以上 迄	その他	
許可	塵芥車			1	23	1	13	8	1	6		53
	ダンプ外	4	3	15			7		5	1		35
委託	塵芥車				2	1	8	7				18
	平ボディ		1	7								8
	軽トラック	7										7
	軽自動車外											
収集運搬車両	塵芥車				1		1					2
	ダンプ				1							1
	平ボディ	1	2	2								5
	軽トラック	1										1
	軽自動車外									3	3	
	小計	13	7	51	2	29	15	6	7	3	133	
運搬・破碎・埋立及び汚水車両	残灰	ダンプ							1			1
	破碎	フォークリフト			1	1						2
		ショベルローダー (0.7m ³)								1	1	
	残渣	ダンプ						1				1
	埋立	掘削機 (1m ³)								1	1	
	資源汚水	ホイールローダー (0.7m ³)								1	1	
		バキューム (3.6t)							1			1
	小計			1	1		1	2		3	8	
合計			13	7	52	3	29	16	8	7	6	141

第4章 ごみ処理施設

施設名称	所在地	敷地面積 (m ²)	土地保有状況	建築 (年)	総延床面積 (m ²)
清掃センター	字賀茂之洞	122,530.0	全所有	H元年	5,130.5

1 中間処理施設

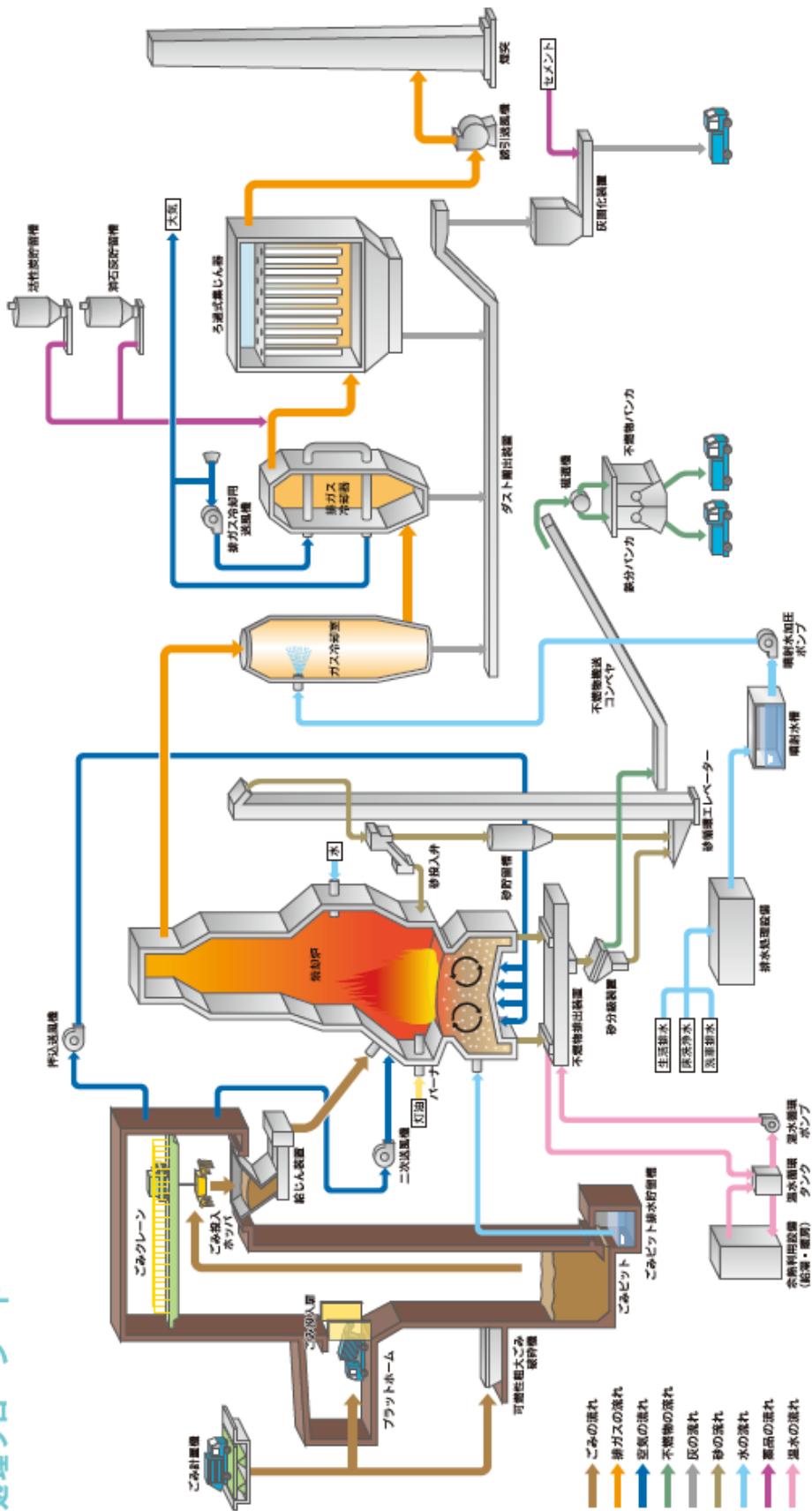
(1) 焼却処理施設



【設備概要】

受入供給設備	トラックスケール ごみクレーン2基
燃焼ガス冷却設備	水噴射ガス冷却室
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、有害ガス除去装置
通風設備	押込、誘引送風機
廃水処理設備	場内循環再利用システム
煙突高	69m

処理フロードット



排ガスの流れ 空気の流れ

ごみの添れ
ごみを捨てるごみは、計算された後にプラットホームからごみピットに投入されます。ごみピットからは、ごみクレーンでごみを投入する。ごみ箱には必ず目的的分別が実現しているため、ごみを分別して投入されたごみが分別され時間で完全に燃焼します。

不燃物の流れ

- 不織物の流れ
ごみの中に含まれる不織物は、他とともに不織物排出表画面によつて燃却炉から排出されます。その後、粉分級装置で粉と不織物に分かれ分けし、粉は精算炉に送られます。不織物の粉分は燃却炉により回収され再資源化されます。
- 空気の流れ
ごみの中の塵が外へ漏れないように、ごみコンピクトから燃却用の空気を吸引します。吸い込んだ空気中の塵は、燃却炉の燃焼により分解され、また、燃却用空気の一端は、排気送風機によって室内の部屋を換気するために、排気送風機から供給されます。
- 温水の流れ
高温の熱を燃却炉から抜き出す不織物排出表画面は、表画の熱を利利用の目的で水を循環させています。燃却水の沸騰水となり、その熱は給湯・廃熱などに利利用されます。

温水の流れ

出します。不燃物
用の目的で
温水となり、
されます。

【施設概要】

施設名称	三島市清掃センター ごみ焼却処理施設
所在地	三島市字賀茂之洞 4703 番地の 94
着工・竣工・稼動年月	(着工) (竣工) (稼動) 昭和 62 年 6 月 平成元年 10 月 平成元年 11 月
敷地面積	32,681 m ² (粗大ごみ処理施設と同一敷地)
建物面積	2,300 m ² (延べ面積 3,211 m ²)
施工業者	株式会社 菖原製作所
炉形式	全連続燃焼式焼却炉 (流動床炉) (平成 9 年 4 月より准連続から全連続へ変更)
処理能力	180 t / 24 h (90 t / 24 h × 2 基)

【総工費】

(単位 : 千円)

		昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成元年度	計
年度事業費		710,700	1,407,230	232,070	2,350,000
財源内訳	補助金	170,625	304,527	50,658	525,810
	起債	488,000	910,600	136,500	1,535,100
	一般財源	52,075	192,103	44,912	289,090

○ダイオキシン削減対策事業

廃棄物処理施設排ガス高度処理施設整備工事の概要

(1) ダイオキシン類生成の抑制

- ・ 紙じん機の改良による、ごみの安定供給
- ・ ごみ完全燃焼のための通風設備、燃焼制御設備の改善
- ・ 燃焼ガスの急冷(200°C以下)によるダイオキシン類再合成の抑制

(2) 発生ダイオキシン類の除去

- ・ 活性炭、消石灰で吸着除去して、ろ過式集じん器で捕集

主な改造点

- (1) 紙じん装置の更新(ごみ供給量の改善)
- (2) 焼却炉内の改造(炉床傾斜角を変更 10° → 15° に)
- (3) 活性炭・消石灰の添加装置の追加
- (4) 集じん装置の取替(電気集じん器をろ過式集じん器に)
- (5) 排ガス冷却器の設置
- (6) 各種送風機交換
- (7) 燃焼装置の改善、CO 計の設置
- (8) 誘引送風機を回転制御による運転
- (9) ガス冷却室を後燃焼室に変更(耐火物の打替)
- (10) ガス冷却室を新設
- (11) 改善に伴う電気設備の追加・計装設備の改善

【事業費】

(単位:千円)

		平成12年度	平成13年度	計
年度 事業費	排ガス高度処理 施設整備工事	1,340,250	1,001,250	2,341,500
	工事施工監理委託	9,303	6,972	16,275
	計	1,349,553	1,008,222	2,357,775
財 源 内 訳	補助金	425,141	287,171	712,312
	起債	861,700	645,700	1,507,400
	一般財源	62,712	75,351	138,063

○処理設備整備事業

ごみ処理施設基幹的設備整備工事の概要

(1)老朽化設備の延命化対策

- ・受入供給設備・燃焼設備・ガス冷却設備・排ガス処理設備・排水処理設備・余熱利用設備・通風設備・灰出し設備・電気計装設備・計装設備の基幹的設備を更新。

(2)CO₂排出量の削減

- ・クレーンブレーキの回生エネルギー化、機器・煙道を更新し流入空気の減少による圧損の減少、高効率モータの採用、インバータ化等による消費電力の削減

主な改造点

- ・排ガス冷却器及びろ過式集じん器の改造（構造変更）
- ・給じん装置、排ガス冷却用送風機、プラント用空気圧縮機の改造（インバータ化）
- ・押し込み送風機の改造（1台→3台、インバータ化）
- ・不燃物搬出装置、No1、2不燃物搬送コンベヤの改造（高効率モータ化）
- ・ダスト搬出コンベヤの改造（ルートの変更、高効率モータ化）
- ・クレーン制御方法の改造（回生エネルギーの利用）
- ・煙道の改造（大気放出ルートの削除）
- ・分析計の改造（4成分計+HC1計→5成分計）

【事業費】

(単位：千円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
年度 事業費	ごみ焼却処理施設基幹的設備整備工事	142,200	1,297,800	1,132,500	2,572,500
	工事施工監理委託	4,500	6,000	7,245	17,745
	計	146,700	1,303,800	1,139,745	2,590,245
財源内訳	補助金	38,981	391,950	273,829	704,760
	起債	92,300	801,400	865,800	1,759,500
	一般財源	15,419	110,450	116	125,985

※H27年度補助金273,829はH26年度の繰越明許

(2) 粗大ごみ処理施設



【設備概要】

受入供給設備	ピット、ごみクレーン トラックスケールは焼却場と共に用
集じん設備	サイクロン バグフィルター
貯留・搬出設備	金属プレス機
選別設備	鉄類………磁選機 アルミ……アルミ選別機 その他の設備 慣性選別機、風力選別機、 不燃・可燃分別機

ごみの中にも資源として役立つものがあります。もう一度考えてみよう。

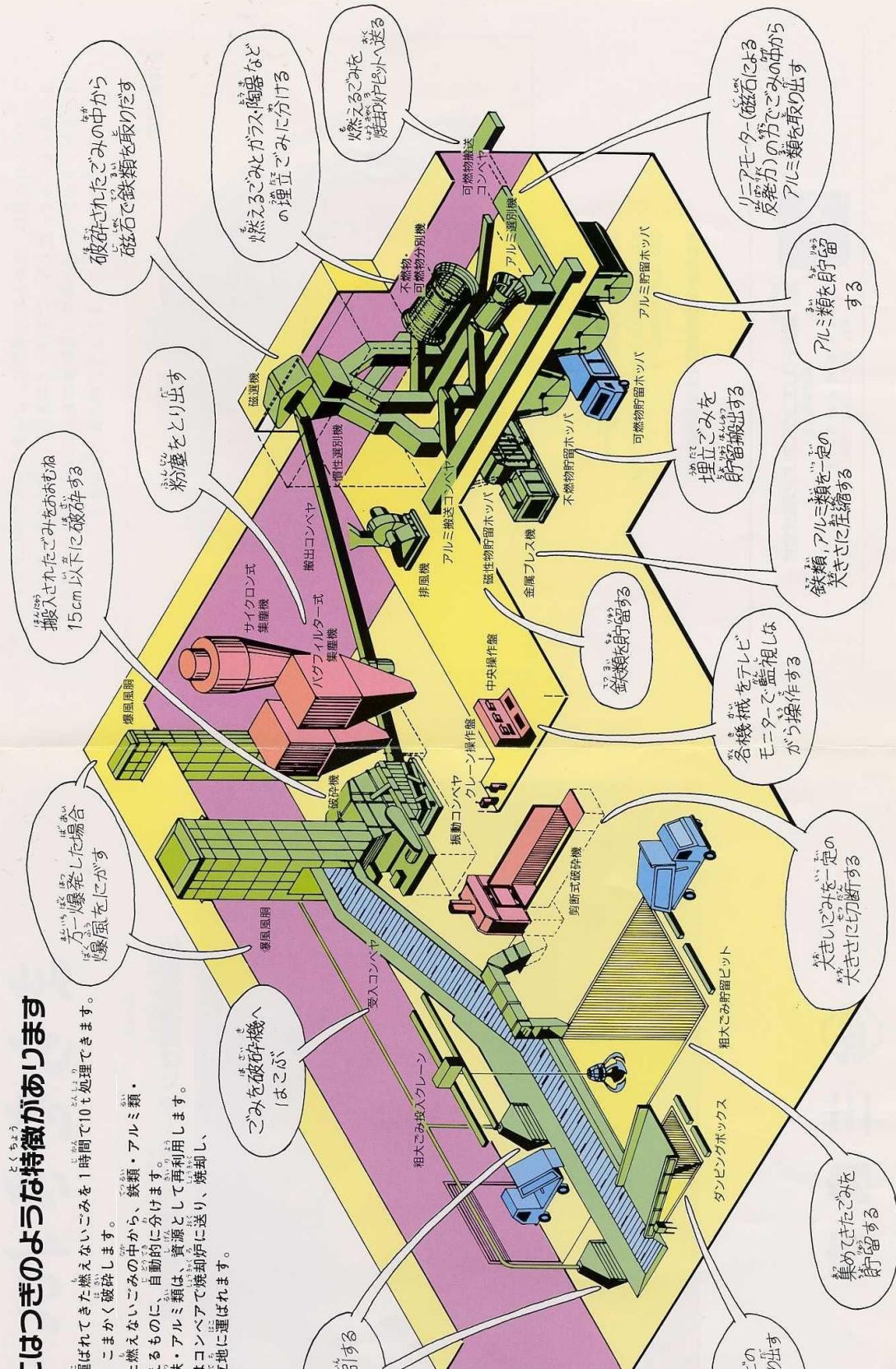
この施設にはつぎのようないちがいがあります

- ① この施設は運ばれてきた燃えないごみを1時間で10t処理できます。
- ② 大ごみは、こまかく破碎します。
- ③ 運ばれてきた燃えないごみの中から、鉄類・アルミ類・理立物・燃えるものに自動的に分けます。
- ④ 分けられた鉄・アルミ類は、資源として再利用します。
- ⑤ 燃えるものはコンベアで焼却炉に送り、焼却します。

ごみを破碎機へ
（はこぶ）

大爆破した場合
爆風窓にがす

搬入されたごみをあわせね
15cm以下に研磨する



【施設概要】

施設名称	三島市清掃センター 粗大ごみ処理施設
所在地	三島市字賀茂之洞 4703 番地の 94
着工・竣工・稼動年月	(着工) (竣工) (稼動) 昭和 63 年 6 月 平成 2 年 1 月 平成 2 年 2 月
敷地面積	32,681 m ² (内 1,700 m ²) 焼却場と同一敷地
建物面積	903 m ² (延べ面積 1,185 m ²)
施工業者	富士電機総設株式会社
処理方式	破碎選別方式 (回転せん断衝撃式横型破碎機)
規模	回転式破碎 50 t / 5 h せん断式破碎 5 t / 5 h

【総工費】

(単位 : 千円)

		昭和 63 年度	平成元年度	計
年度事業費		69,000	621,000	690,000
財源内訳	補助金	17,300	152,295	169,595
	起債	38,900	351,500	390,400
	一般財源	12,800	117,205	130,005

○処理設備整備事業

粗大ごみ処理施設基幹的設備整備工事の概要

(1) 老朽化設備の延命化対策

・受入供給設備・搬送設備・破碎設備・選別設備・貯留搬出設備の基幹的設備を更新。

・集じん設備の増設

主な改造点

・集じん設備の増設

【事業費】

(単位：千円)

		平成 25 年度	平成 28 年度	計
年度 事業費	粗大ごみ処理施設 基幹的設備整備工事	76,650	92,016	168,666
	計	76,650	92,016	168,666
財 源 内 訳	起 債	57,400	69,000	126,400
	一般財源	19,250	23,016	42,266

2 最終処分場

(1) 埋立処分地施設



【施設概要】

施 設 名 称	三島市一般廃棄物最終処分場（第1埋立地）
所 在 地	三島市字賀茂之洞 4703 番地の 18
着工・竣工・稼動年月	(着工) 昭和 58 年 11 月 (竣工) 昭和 59 年 3 月 (稼動) 昭和 59 年 4 月
埋立容積	160,711 m ³ (当初 92,500 m ³)
埋立面積	12,311 m ² (当初 10,900 m ²)
埋立方式	サンドイッチ方式
施工業者	東海土建株式会社・株式会社山田組
総 工 費	186,059,640 円 (一般財源)

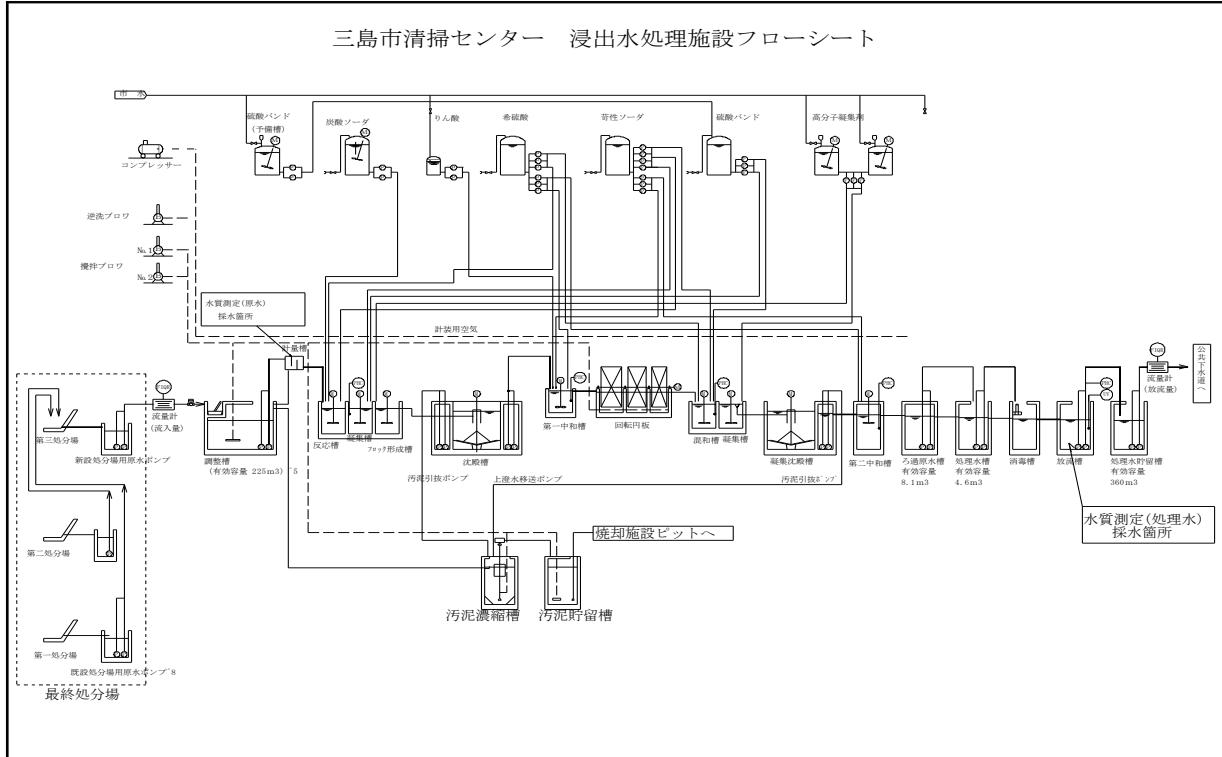
施設名称	三島市一般廃棄物最終処分場（第2埋立地）
所在地	三島市字賀茂之洞 4703番地の2
着工・竣工・稼動年月	(着工) (竣工) (稼動) 平成4年3月 平成4年10月 平成4年12月
埋立容積	10,948m ³
埋立面積	2,010 m ²
埋立方式	サンドイッチ方式
施工業者	東海土建株式会社
総工費	64,441,950円（一般財源）

施設名称	三島市一般廃棄物最終処分場（第3埋立地）
所在地	三島市字賀茂之洞 4703番地内
着工・竣工・稼動年月	(着工) (竣工) (稼動) 平成6年6月 平成8年6月 平成8年7月
埋立容積	81,630m ³
埋立面積	9,800 m ²
埋立方式	サンドイッチ方式
施工業者	加和太建設株式会社
総工費	817,305,000円（一般財源）

(2) 浸出水処理施設



三島市清掃センター　浸出水処理施設フローシート



施設名称	三島市清掃センター 浸出水処理施設
所在地	三島市字賀茂之洞 4703 番地の 94
着工・竣工・稼動年月	(着工) (竣工) (稼動) 平成 5 年 9 月 平成 6 年 9 月 平成 6 年 10 月
敷地面積	1,700 m ²
プラント面積	856 m ²
施工業者	株式会社 新潟鉄工所
処理方式	回転円板方式
規模	120m ³ /日

【事業費】

(単位:千円)

	平成 5 年度	平成 6 年度	計
一般財源	280,000	264,458	544,458

第5章 廃棄物の資源化、減量

1 ごみの資源化

ごみの資源化はリサイクルという言葉で表現されるが、ごみを減らすといった課題においては、不可欠なものである。

本市においても、ごみとして出されるものを、地域の子供会や学校等のPTA、自治会などが新聞や段ボール等の古紙、びん、布、廃食用油を資源ごみとして回収し、その回収量に応じ報奨金を交付しているほか、フリーマーケットの開催等により、市民自らが率先して生活の工夫をし、ごみの減量を推進している。

清掃センターに収集運搬及び自己搬入されたごみについても、不燃ごみは粗大ごみ処理施設の機械により鉄、アルミ、カレット等に分別し、乾電池や蛍光灯は分別収集により、携帯電話等小型家電は拠点回収及びピックアップ回収により、粗大ごみとして搬入された小型家電も資源化を図っている。可燃ごみについても新聞・雑誌・段ボール・牛乳等紙パック・ミックス古紙といった資源古紙のほか、ペットボトルや白色トレイ・白色発泡スチロールについても分別収集を行い、木質家具や剪定枝はチップ化し、廃食油、衣類等、靴・革製品等は拠点回収を行い、粗大ごみとして搬入された羽毛ふとんや毛布等も資源化を図っている。

また、ごみの減量、市民のリユース意識の醸成を目的に、令和5年9月6日から清掃センターに搬入された粗大ごみ等を「メルカリ Shops」を活用し、市民等への販売を開始した。

(1) 年度別資源化率の推移

	ごみ処理量	資源化量	資源化率	集団回収量	リサイクル率
平成 26 年度	38,995 t	3,875 t	9.9%	2,310 t	15.0%
平成 27 年度	38,675 t	3,977 t	10.3%	2,126 t	15.0%
平成 28 年度	36,075 t	3,164 t	8.8%	2,058 t	13.7%
平成 29 年度	35,000 t	3,167 t	9.1%	1,989 t	13.9%
平成 30 年度	34,176 t	3,092 t	9.1%	1,933 t	13.9%
令和元年度	33,559 t	3,219 t	9.6%	1,780 t	14.1%
令和 2 年度	32,205 t	3,220 t	10.0%	1,455 t	13.9%
令和 3 年度	31,242 t	3,231 t	10.3%	1,336 t	14.0%
令和 4 年度	30,745 t	3,154 t	10.3%	1,295 t	13.9%
令和 5 年度	29,336 t	3,028 t	10.3%	1,103 t	13.6%

※集団回収量にリネットジャパンリサイクル(株)の小型家電回収量を含む

(2) 年度別清掃セントラル資源ごみ等回収量										(単位:t)					
年度	アルミ	鉄	古紙類	衣類等	布団・毛布等	カレッタ・びん	乾電池	蛍光灯	ペットボトル	白色トレイ	木質家具	小型家電	パソコン	靴・革製品	計
平成20年度	124.42	976.54	2,756.17		847.43	27.30	16.65	177.37	16.77	296.68					5,239.33
平成21年度	134.51	990.63	2,476.18		802.00	27.62	13.20	168.40	16.13	550.68					5,179.35
平成22年度	129.23	884.59	2,194.49		782.40	28.52	13.55	166.07	16.80	623.38					4,839.03
平成23年度	126.31	869.20	2,071.71		784.68	33.40	17.40	143.97	15.99	585.87					4,648.53
平成24年度	122.83	780.74	1,933.11	12.66	760.29	28.67	17.36	141.17	15.10	486.62	102.11				4,400.66
平成25年度	118.55	725.92	1,563.53	128.74	756.00	31.23	11.50	132.36	13.85	482.20	122.74	3.59			4,090.21
平成26年度	111.99	755.37	1,426.58	103.89	2.41	744.94	28.47	10.31	116.74	11.89	402.08	155.00	5.37		3,875.04
平成27年度	109.71	927.20	1,284.55	107.58	5.05	699.42	24.39	9.94	101.32	11.27	513.34	176.22	6.65		3,976.64
平成28年度	109.13	470.87	1,157.78	150.39	1.06	698.22	28.24	5.45	103.78	10.79	307.73	115.64	5.11		3,164.19
平成29年度	102.24	453.57	1,063.42	226.48	0.87	692.81	24.11	8.82	94.24	10.39	352.44	132.27	5.77		3,167.43
平成30年度	112.22	441.75	945.31	280.97	3.09	626.43	28.29	8.93	98.63	10.78	375.69	154.46	5.70		3,092.25
令和元年度	119.88	452.04	951.17	332.75	4.00	624.96	27.78	5.73	97.28	10.61	410.07	159.26	8.12	15.25	3,218.90
令和2年度	137.94	556.44	996.15	148.15	4.67	631.71	27.50	10.21	95.80	11.54	441.49	127.11	9.51	22.26	3,220.48
令和3年度	125.96	447.98	930.28	377.76	5.63	619.59	31.47	4.79	104.84	10.94	396.75	134.89	9.71	30.80	3,231.39
令和4年度	138.54	440.80	903.24	339.99	36.61	592.49	26.54	6.67	98.52	9.89	387.06	128.24	9.43	36.42	3,154.44
令和5年度	125.77	419.05	831.72	409.58	15.49	549.66	26.65	6.43	97.33	8.20	367.67	130.75	5.84	33.73	3,027.87

(3) 年度別資源ごみ等回収実績一覧表

年 度	団体数	回 収 量 (kg)	廃食用油(ℓ)	報奨金 (円)
平成 26 年度	164	2,311,089 (うち廃食用油 3,629)	4,031.9 (2,295.4)	7,464,360
平成 27 年度	164	2,125,549 (うち廃食用油 5,459)	6,065.3 (2,367.3)	7,098,570
平成 28 年度	168	2,057,988 (うち廃食用油 5,488)	6,097.7 (2,271.7)	7,419,100
平成 29 年度	171	1,989,032 (うち廃食用油 3,482)	3,869.0 (1,987.6)	7,767,530
平成 30 年度	171	1,932,838 (うち廃食用油 3,368)	3,743.0 (1,884.0)	8,389,840
令和 元年度	173	1,779,539 (うち廃食用油 2,889)	3,210.0 (743.1)	6,333,890
令和 2 年度	158	1,454,771 (うち廃食用油 2,851)	3,168.0 (386.9)	5,157,440
令和 3 年度	152	1,332,877 (うち廃食用油 2,927)	3,252.0 (601.4)	4,673,700
令和 4 年度	145	1,293,099 (うち廃食用油 2,599)	2,888.0 (674.9)	4,552,850
令和 5 年度	133	1,103,480 (うち廃食用油 2,840)	3,155.0 (542.2)	4,223,250

※「廃食用油の回収量 (kg)」は換算係数 0.9 を乗じて算出

(平成 18 年 12 月 27 日公布環廃産 061227006 号による)

※「廃食用油の ()」は報奨金交付申請対象

報奨金交付基準改正経過

H9 年～H16 年 3 月 kg 当たり 5 円 50 銭 H16 年 4 月～H22 年 7 月 kg 当たり 5 円

H22 年 8 月～H24 年 3 月 kg 当たり 4 円 (廃食用油は H22 年 8 月～ リットル当たり 30 円)

H24 年 4 月～H26 年 3 月 kg 当たり 3 円 (ミックス古紙は kg 当たり 10 円)

(廃食用油はリットル当たり 30 円)

H26 年 4 月～H31 年 3 月 kg 当たり 2.5 円 (ミックス古紙は kg 当たり 20 円)

(廃食用油はリットル当たり 40 円)

H31 年 4 月～ kg 当たり 2.5 円 (ミックス古紙は kg 当たり 10 円)

(廃食用油はリットル当たり 40 円)

(4) 令和 5 年度資源ごみ回収団体別報奨金 (出典 : 環境政策課)

回収団体	団体数	回収量 (t) ミックス古紙 廃食用油以外	ミックス 古紙 (t)	廃食用油 (ℓ)	報 奨 金 (円)
子 供 会	41	340.181	47.685	29.0	1,409,650
P T A	25	100.163	16.029	0.0	443,820
自 治 会	25	231.947	60.710	0.0	1,220,120
老 人 会	3	28.555	2.140	0.0	96,810
婦 人 会	3	14.308	4.850	197.0	92,180
そ の 他	36	216.650	37.422	316.2	960,670
合 計	133	931.804	168.836	542.2	4,223,250

(5) 「メルカリ Shops」での販売実績

	件 数	重 量	販売価格
9月	44 件	518kg	62,500 円
10月	61 件	631kg	57,500 円
11月	61 件	612kg	69,000 円
12月	64 件	743kg	92,500 円
1月	91 件	943kg	130,000 円
2月	99 件	905kg	119,500 円
3月	74 件	632kg	96,000 円
計	494 件	4,984kg	627,000 円

2 ごみの減量

ごみ処理施設の老朽化や最終処分場の確保が困難な現在、いかにそれらの延命化を図るかが最大の課題であり、ごみの減量と密接な関係にある。

本市のごみ減量対策として、生ごみのコンポスト処理、堆肥化・減量化、資源ごみの集団回収への協力、簡易包装の推進等により、自己処理、自主資源化、再利用の推進を図っている。「生ごみ処理容器無償貸与要領」に基づき、平成3年度よりコンポスト、平成7年度よりばかし容器の無償貸出しを実施しており、平成4年度から清掃センター、市役所本庁舎及び公民館を利用して、生ごみ処理容器の無償貸与の申し込み受付を実施するとともに、出前講座や説明会を開催した際には、生ごみ処理容器の無償貸与に係る周知をしている。

なお、平成11年9月から実施していた生ごみ処理機購入費補助事業は、平成27年度をもって終了した。平成26年7月から実施していたダンボールコンポスト販売事業は令和2年度をもって終了し、令和3年度からは、モニターへの無償配布のみとした。

(2) 生ごみ処理容器の無償貸出等実績

	コンポスト	ばかし	生ごみ処理機 購入費補助	ダンボール コンポスト
平成3年度	550			
平成4年度	516			
平成5年度	1,026			
平成6年度	1,198			
平成7年度	439	552		
平成8年度	315	328		
平成9年度	324	280		
平成10年度	313	246		
平成11年度	87	91	345	
平成12年度	73	40	295	
平成13年度	57	42	123	
平成14年度	47	30	84	
平成15年度	37	12	51	
平成16年度	21	20	79	
平成17年度	19	21	81	
平成18年度	22	14	58	
平成19年度	37	14	34	
平成20年度	51	18	40	
平成21年度	31	15	26	
平成22年度	29	17	25	
平成23年度	34	27	17	
平成24年度	32	29	20	
平成25年度	47	24	25	
平成26年度	33	34	17	214
平成27年度	28	11	16	97
平成28年度	31	22		40
平成29年度	21	10		19
平成30年度	30	18		115
令和元年度	53	55		19
令和2年度	64	61		1
令和3年度	62	60		2
令和4年度	37	28		1
令和5年度	40	46		

3 広報、啓発活動（令和5年度実績）

（1）ごみ減量トレンドイの発行（広報みしまと同時配布 4ページ）

発行日	主な内容
R5. 6. 15	ごみ排出量の報告、生ごみの減らし方（コンポスト編）、ごみFAQ
R5. 9. 15	未来のための選択一リユースが持つ力ー、「メルカリ Shoops」、もったいない食器市＆子供服市、生ごみの減らし方（食品ロス編）
R6. 3. 15	ミックス古紙の分別、カラス被害からごみ集積所を護る、リチウムイオン電池による火災発生

（2）出前講座の開催

日付	対象・場所	講座内容
R5. 4. 4	日本大学国際関係学部 ※新入生ガイダンス	ごみ出しのルール
R5. 5. 11	光が丘保育園	
R5. 5. 17	加茂川町保育園	
R5. 6. 6	東幼稚園	
R5. 6. 13	錦田幼稚園	ごみのゆくえ・リサイクルゲーム
R5. 6. 15	旭ヶ丘幼稚園	
R5. 6. 22	松本幼稚園	
R5. 6. 30	沢地幼稚園	
R5. 7. 11	伊豆佐野保育園	
R5. 7. 27	長伏放課後児童クラブ	
R5. 7. 27	沢地放課後児童クラブ	
R5. 7. 28	徳倉放課後児童クラブ	
R5. 8. 1	北放課後児童クラブ	
R5. 8. 2	向山放課後児童クラブ	ごみのゆくえ・ごみ分別ゲーム
R5. 8. 3	北上放課後児童クラブ	
R5. 8. 8	中郷放課後児童クラブ	
R5. 8. 9	北放課後児童クラブ	
R5. 8. 24	佐野放課後児童クラブ	
R5. 9. 20	緑町佐野保育園	
R5. 10. 27	錦田保育園	ごみのゆくえ・リサイクルゲーム
R5. 11. 8	南幼稚園	
R5. 11. 9	北上地区シニアクラブ	ミックス古紙分別啓発ほか
R5. 11. 13	日本大学国際関係学部	食品ロス削減啓発
R5. 11. 22	中郷地区シニアクラブ	ミックス古紙分別啓発ほか
R5. 12. 5	東部地区シニアクラブ	
R5. 12. 14	梅名自治会	三島市のごみ処理の現状と課題
R6. 1. 16	錦田地区シニアクラブ	ミックス古紙分別啓発ほか
R6. 1. 23	西部地区シニアクラブ	
R6. 2. 6	三島自然を守る会	三島市のごみ処理の現状と課題
R6. 3. 22	坂生涯学級	

第6章 環境衛生事業

清潔で快適な住みよい生活環境を確保するため、衛生害虫等の駆除や環境美化の推進に関する各種イベントを実施し、環境衛生の向上を図っている。

1 衛生害虫等の駆除

(1) ユスリ蚊の駆除

ユスリ蚊は、河川等の滞留箇所で大量発生することが多く、市内のほぼ全域で見られるため、市内小河川等の 18 箇所で定期的に薬剤散布を実施しているほか、市民からの相談等に応じて、随時薬剤の散布や無償配布を行っている。

【令和5年度ユスリ蚊防除対策拠点及び薬剤投入量】

町 内	拠 点	水性サフロシン乳剤 投入量 (㍑)
萩	サンシエスタ三島萩東側	2 8
徳倉4丁目	桜井内科東側	0
徳倉4丁目	土屋宅南側	0
徳倉4丁目	レジオ・パティオマンション北側	0
加茂	加茂旧火葬場南東	0
若松町	コーポ・ユリ南東	0
塚原新田	一番亭下から流す	0
谷田	しんえい動物病院北側	2 0
谷田	高島製作所前	0
谷田	東名設備東側	0
谷田(並木)	長泉寺付近	0
谷田(並木)	錦田こども園	0
谷田	八坪	1 2
大場	中郷中学校南側	0
新谷	ゲートボール場後	0
安久	鮓処すぎやま	2 0
安久	村の駅南側	0
広小路	一方通行	0
富田町	津戸邸東側、前側	1 2
八反畑	公民館向かい	5 2
多呂	田種寺西側	1 2
梅名	スシロー南側	1 6
沢地	渡邊様付近	4 8
合 計		2 2 0

(2) ねずみの駆除

ねずみについての相談はほとんど無いが、市民からの相談に応じて、薬剤の無償配布を行っている。

(3) スズメバチの駆除

スズメバチの駆除については、平成 26 年度まで直営及び業務委託により駆除作業を実施していたが、現在は駆除業者の紹介のみを行っている。

2 環境衛生イベント

(1) 環境美化推進大会

環境問題への意識と関心を深め、環境美化活動の推進を図るため、環境美化活動を実践して顕著な功績のあった団体・個人の表彰及び環境講演会を開催している。

令和5年度は、3団体及び10個人を表彰した。

(2) 三島の川をきれいにする奉仕活動

市内を流れる3河川の清らかなせせらぎと美しい水辺環境を守るために、市民との協働により河川清掃を実施している。

令和5年度 参加者：約1,300人、回収量：10,050kg

(3) 統一美化キャンペーン

環境美化の推進及び不法投棄の防止を図るために、市民との協働により中心市街地のポイ捨てごみ回収作業及び街頭啓発活動を実施している。

令和5年度 参加者：302人、収集量：190kg

(4) 環境衛生週間ポスター・標語展

若い世代の環境衛生に対する意識の向上を図るために、小学4年生から中学3年生までを対象に環境衛生等に関するポスター及び標語を募集し、優秀作品の展示及び表彰を行っている。

令和5年度応募数：ポスター 231点、標語 1,510点、計 1,741点

3 動物の死体処理状況（令和5年度実績）

種類 月	犬	猫	その他①	その他②	計
4月	0	8	2	20	30
5月	0	4	0	40	44
6月	0	12	2	31	45
7月	0	15	3	34	52
8月	1	14	3	24	42
9月	0	11	2	18	31
10月	0	9	1	30	40
11月	0	12	3	19	34
12月	0	8	0	24	32
1月	1	4	4	21	30
2月	0	9	2	14	25
3月	1	13	5	25	44
計	3	119	27	300	449

その他①：ウサギ、鳩、アヒルなど（権限移譲事務交付金交付対象動物）

その他②：狐、狸等の野生動物（権限移譲事務交付金交付対象外動物）

第7章 その他

1 許可業者及び委託業者

一般廃棄物収集運搬業 許可業者 ※市外からの搬入業者を除く【令和6年4月1日現在】

	業者名	郵便番号	電話番号	許可番号
	代表者名	住所		有効期限
1	(有)野原商事	〒410-0022	TEL 962-8788	06301
	代表取締役 野原 康司	沼津市大岡 2398-1		R8.3.31
2	セキトランシスシステム(株)	〒411-0944	TEL 988-6868	06302
	代表取締役 関 則雄	駿東郡長泉町竹原 383-4		R8.3.31
3	(有)東部クリーンサービス	〒411-0801	TEL 971-1439	06303
	代表取締役 天野 五郎	三島市谷田(桜ヶ丘) 1505-4		R8.3.31
4	(有)秋山環境サービス	〒411-0801	TEL 972-1434	06304
	代表取締役 秋山 将司	三島市谷田(夏梅木) 1982-54		R8.3.31
5	(有)対州	〒411-0025	TEL 986-6252	06305
	取締役 高橋 宮子	三島市壱町田 301-6		R8.3.31
6	(有)若松商事	〒411-0024	TEL 986-7528	06306
	代表取締役 尾友 秀人	三島市若松町 4667-35		R8.3.31
7	(有)新井商事	〒410-0022	TEL 976-8804	06307
	代表取締役 新井 正夫	沼津市大岡 1719-1		R8.3.31
8	(有)清翔	〒411-0801	TEL 981-0764	06308
	代表取締役 渡辺 将彦	三島市谷田 386-2		R8.3.31
9	(株)ヨロズヤ	〒411-0821	TEL 972-7777	06309
	代表取締役 大野 研	三島市平田 151-1		R8.3.31
10	(有)松岡商事	〒411-0945	TEL 986-9126	06310
	代表取締役 松岡 明	駿東郡長泉町本宿 299-1		R8.3.31
11	日本トリートメント産業(株)	〒419-0103	TEL 974-2322	06311
	代表取締役 望月 章雄	田方郡函南町軽井沢 281-61		R8.3.31
12	(株)東部処理	〒411-0016	TEL 973-0505	06312
	代表取締役 小竹 茂	三島市塚原新田 343-1		R8.3.31
13	渡辺商事(有)	〒411-0842	TEL 971-2570	06313
	代表取締役 渡辺 安隆	三島市南町 14-16		R8.3.31
14	(株)ヤギシ	〒411-0834	TEL 972-2525	06317
	代表取締役 矢岸 泰男	三島市新谷 70-3		R8.3.31
15	(有)村上商事	〒419-0114	TEL 979-0620	06319
	代表取締役 村上 昌敏	田方郡函南町仁田 771-11		R8.3.31
16	(株)富士サービス	〒411-0943	TEL 989-2414	06322
	代表取締役 山本 雅弘	駿東郡長泉町下土狩 72		R8.3.31
17	(有)マルヨシ商事	〒410-0822	TEL 932-5952	06323
	代表取締役 繁木 芳文	沼津市下香貫林ノ下 1937-43		R8.3.31

	業者名	郵便番号	電話番号	許可番号
	代表者名	住所		有効期限
18	(屋号)マルキン紙業	〒410-0044	TEL 921-1145	06324
	代表 厚木 昌博	沼津市五月町 14-8		R8. 3. 31
19	市栄産業(株)	〒417-0061	TEL 0545-52-5516	06325
	代表取締役 市川 智也	富士市伝法 3752-3		R8. 3. 31
20	(株)タカヤナギ	〒410-0871	TEL 922-6230	05326
	代表取締役 平田 豪	沼津市西間門 14-1		R7. 10. 4
21	(有)ダストワーク	〒410-0835	TEL 935-5935	06327
	代表取締役 元杉 智子	沼津市西島町 19-15		R8. 3. 31

一般廃棄物処分業 許可業者

【令和6年4月1日現在】

	業者名 代表者	郵便番号	電話番号	許可番号
	処分業の内容	住 所		有効期限
1	㈱東部処理 代表取締役 小竹茂	〒411-0016	TEL 973-0505	404
	焼却処理(紙くず、廃プラ等)	三島市塚原新田 343-1		R7. 1. 11
2	㈱三島チップ 代表取締役 安間將博	〒411-0016	TEL 928-5761	403
	破碎処理(木くず)	三島市塚原新田 362-1		R6. 10. 15

一般廃棄物収集運搬委託業者

【令和6年4月1日現在】

	業者名	郵便番号	電話番号	
	代表者名	住 所		
1	伊豆総業(株)	〒411-0817	TEL 975-1269	
	代表取締役 渡邊 敦子	三島市八反畑 85-3		
2	エコニックス協同組合	〒411-0842	TEL 991-7590	
	代表理事 尾友 秀人	三島市南町 14-16		
3	渡辺商事(有)	〒411-0842	TEL 971-2570	
	代表取締役 渡辺 安隆	三島市南町 14-16		
4	㈱東部処理	〒411-0016	TEL 973-0505	
	代表取締役 小竹 茂	三島市塚原新田 343-1		

焼却処理施設運転管理委託業者

【令和6年4月1日現在】

	業者名	郵便番号	電話番号	
	代表者名	住 所		
1	荏原環境プラント(株)営業第一部	〒144-8610	TEL 03-6275-8499	
	部長 今井 孝治	東京都大田区羽田旭町 11-1		

2 三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成7年9月27日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、長期間の使用が可能な製品及び再生利用が容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ、廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用的推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(廃棄物処理対策審議会)

第6条 市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項その他市の清掃事業に係る重要な事項について調査審議するため、三島市廃棄物処理対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市内の各種団体等を代表する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項の一般廃棄物処理計画(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に規定する基本計画に限る。)を定めたとき、又は変更したときは、これを告示するものとする。

(市が行う一般廃棄物の減量及び処理)

第8条 市は、一般廃棄物の排出の抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき、資源回収の促進、包装の簡素化、再利用可能な容器の利用その他の廃棄物排出の抑制に資する生活様式、事業活動等の普及に努めるものとする。

2 市は、一般廃棄物処理計画に基づき、分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下「市民等」という。)に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等が行う一般廃棄物の減量及び処理)

第9条 市民等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その排出した一般廃棄物のうち再生利用が可能なものについては、なるべく再生利用を図り、その減量に努めなければならない。

2 市民等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その土地又は建物内的一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するよう努めなければならない。

3 市民等は、一時に規則で定める多量の一般廃棄物(事業活動に伴い生ずる一般廃棄物、し尿、浄化槽汚泥及び粗大ごみ(市長が別に定めるものをいう。以下同じ。)を除く。)及び粗大ごみ(事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物であって、市長が別に定めるものを除く。)を排出しようとするときは、自ら市の一般廃棄物処理施設に運搬しなければならない。

4 市民等は、犬、猫等の死体があるときは、他の一般廃棄物と区分し、速やかに市長に届け出でその指示を受けるものとする。

5 市民等は、その排出した一般廃棄物(一般廃棄物処理計画において市(市による委託を含む。)以外の者が収集し、運搬し、及び処分するものとして定めた一般廃棄物に限る。)を自ら適正に処理しなければならない。この場合において、その処理を他に委託するときは、法第7条第1項又は第6項の許可を受けた者(法第7条第1項ただし書又は第6項ただし書の規定により当該許可を要しない者を含む。以下この条において「許可業者」という。)に委託しなければならない。

6 市長は、一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物の適正な処理を行っていない者及び許可業者以外の者に処理を委託している者に対し、改善のための必要な指示を行うことができる。

(事業活動に伴う多量の一般廃棄物の届出等)

第10条 事業活動に伴い規則で定める多量の一般廃棄物を排出する事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、事業者が自ら処理する場合は、この限りでない。

2 事業活動に伴い一般廃棄物を排出する事業者は、自ら処理する場合を除き、一般廃棄物処理計画に従い、自らその一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理しなければならない。この場合において、当該一般廃棄物の排出量が規則で定める排出量以下であるときは、市長に届け出ることにより、指定収集袋(事業活動に伴い生ずる一般廃棄物を市が収集するための袋として市長が指定するものをいう。以下同じ。)を使用して、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分により処理することができる。

3 前2項に規定する場合において、事業者が自らその一般廃棄物を処理しようとするときは、生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。

(一般廃棄物等の収集又は運搬の禁止等)

第10条の2 市(市長が特に認める者を含む。)又は市から一般廃棄物の収集若しくは運搬の委託を受けた者以外の者は、ごみ集積所(一般廃棄物処理計画に定めるところにより設置された一般廃棄物を排出すべき場所をいう。以下同じ。)に排出された一般廃棄物(次項に規定する集団回収のためにごみ集積所に排出された資源物を除く。第18条第1項において同じ。)を収集し、又は運搬してはならない。

2 集団回収(自治会その他の営利を目的としない団体が自主的に行う資源物(古紙その他の規則で定めるものであって、再び使用し、若しくは原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。以下同じ。)の収集又は運搬をいう。以下同じ。)を行う団体又は当該団体から資源物の収集若しくは運搬の委託を受けた者以外の者は、集団回収のためにごみ集積所に排出された資源物(以下「集団回収資源物」という。)を収集し、又は運搬してはなら

ない。

- 3 市長は、ごみ集積所の位置を示す図面を、規則で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(適性処理困難物の指定等)

第11条 市長は、市がその処理を行っている一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難となっているもの(法第6条の3第1項の規定により指定されたものを除く。以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定を行ったときは、これを告示するものとする。

- 3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の処理を行うために必要な協力を求めることができる。

(市が処理する産業廃棄物)

第12条 市は、一般廃棄物の処理又は一般廃棄物処理施設の機能に支障を生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物その他処理することが必要であると市長が認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

- 2 事業者は、市の一般廃棄物処理施設(し尿処理施設を除く。)において産業廃棄物を処理しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(技術管理者の資格)

第12条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(一般廃棄物処理手数料)

第13条 市は、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)を排出する者から別表に定める手数料を徴収する。

(産業廃棄物処理費用)

第14条 市は、第12条第2項の規定によりその処理を行う産業廃棄物を排出する事業者から費用を徴収する。

2 前項の費用の額は、次のとおりとする。

(1) 100キログラムまでのとき。 1回につき1,200円

(2) 100キログラムを超えるとき。 1回につき1,200円に10キログラムまでを増すごとに120円を加算した額

(手数料等の納付等)

第15条 第13条の規定により徴収する手数料及び前条第1項の規定により徴収する費用(以下これらを「手数料等」という。)は、規則で定めるところにより、納付しなければならない。

2 既納の手数料等は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料等の減免)

第16条 市長は、災害その他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料等を減免することができる。

(許可等の申請手数料等)

第17条 次の各号に掲げる者は、その申請の際、当該各号に定める額の申請手数料を納付しなければならない。

(1) 法第7条第1項の許可を受けようとする者 1万円

(2) 法第7条第6項の許可を受けようとする者 1万円

(3) 法第7条第2項に規定する許可の更新を受けようとする者 1万円

(4) 法第7条第7項に規定する許可の更新を受けようとする者 1万円

(5) 一般廃棄物収集運搬業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1万円

(6) 一般廃棄物処分業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1万円

(7) 清化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の許可を受けようとする者 5,000円

(8) 許可証の再交付を受けようとする者 1,000円

2 既納の申請手数料は、還付しない。

(原状回復命令等)

第18条 市長は、第10条の2第1項又は第2項の規定に違反してごみ集積所に排出された一般廃棄物又は集団回収資源物(以下「収集運搬禁止廃棄物」という。)を収集し、又は運搬している者に対して、当該行為を中止して当該収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること及び同条第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物を収集し、又は運搬してはならないことを命ずることができる。

2 市長は、第10条の2第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物を収集し、又は運搬した者に対して、当該行為に係る収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること及び同条第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物を収集し、又は運搬してはならないことを命ずることができる。

3 第1項の規定による命令については、三島市行政手続条例(平成10年三島市条例第1号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

(公表)

第19条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に違反したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えることができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第21条 第18条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第9条及び第17条の規定 平成8年1月1日
(2) 第6条、第10条及び第12条から第16条までの規定 平成8年4月1日
(三島市一般廃棄物処理計画等審議会条例の廃止)

- 2 三島市一般廃棄物処理計画等審議会条例(平成6年三島市条例第6号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 附則第1項本文の規定にかかわらず、改正前の三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第3条、第4条、第8条、第9条及び別表第2の規定は、平成7年12月31日までの間は、なおその効力を有する。
- 4 附則第1項本文の規定にかかわらず、改正前の条例第6条、第7条、第10条及び別表第1の規定は、平成8年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
- 5 改正後の三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第13条第2項の規定は、平成8年4月1日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料から適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 6 前項の規定にかかわらず、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間において処理される一般廃棄物に係る手数料に対する改正後の条例第13条第2項の規定の適用については、同項第1号中「720円」とあるのは「510円」と、同項第2号中「700円」とあるのは「500円」と、「350円」とあるのは「250円」とする。
- 7 改正後の条例第14条第2項の規定は、平成8年4月1日以後に処理する産業廃棄物に係る費用から適用し、同日前に処理した産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。
- 8 前項の規定にかかわらず、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間において処理される産業廃棄物に係る費用に対する改正後の条例第14条第2項の規定の適用については、同項第1号中「720円」とあるのは「510円」と、同項第2号中「700円」とあるのは「500円」と、「350円」とあるのは「250円」とする。

附 則(平成9年3月31日条例第3号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第2項の規定は、平成9年4月1日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料から適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条第2項の規定は、平成9年4月1日以後に処理する産業廃棄物に係る費用から適用し、同日前に処理した産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第44号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第9条第5項及び第17条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第6号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に処理する産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第13条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に処理する産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第15条の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成29年条例第34号)

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第40号)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に処理する一般廃棄物について適用し、施行日前に処理した一般廃棄物については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表に定める手数料(指定収集袋を使用して排出された一般廃棄物に係るものに限る。)の徴収は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成31年条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条の2第5号の改正規定、同条第6号の改正規定(「、農学若しくは」を「若しくは農学の課程又は」に、「若しくは化学工学」を「又は化学工学」に改める部分に限る。)、同条第7号の改正規定(「、農学若しくは」を「若しくは農学の課程又は」に、「若しくは化学工学」を「及び化学工学」に改める部分に限る。)及び同条第9号の改正規定は、公布の日から施行する。

別表(第13条関係)

区分	手数料の額
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物を排出する者自らが市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき1,200円(100キログラムを超えるときには、1回につき1,200円に10キログラムまでを増すごとに120円を加算した額)
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物(指定収集袋を使用してごみ集積所に排出されたものに限る。)を市が収集して市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	容量10リットルの指定収集袋にあっては1枚につき20円、容量20リットルの指定収集袋にあっては1枚につき40円、容量30リットルの指定収集袋にあっては1枚につき60円、容量45リットルの指定収集袋にあっては1枚につき90円
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物を排出する者自らが市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき1,000円(100キログラムを超えるときには、1回につき1,000円に10キログラムまでを増すごとに100円を加算した額)
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物である粗大ごみ(市長が別に定めるものに限る。)を市が収集して市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき2,000円

備考 市が収集して市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理する粗大ごみの排出量は、1回につき100キログラムを限度とする。

3 三島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

平成7年9月27日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)並びに三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年三島市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多量の一般廃棄物)

第2条 条例第9条第3項の規則で定める多量の一般廃棄物は、20キログラム以上排出される一般廃棄物とする。

(事業活動に伴う多量の一般廃棄物等)

第3条 条例第10条第1項の規則で定める多量の一般廃棄物は、1月当たり200キログラム以上排出される一般廃棄物とする。

2 条例第10条第1項の規定による届出をしようとする事業者は、様式第1号による多量の一般廃棄物排出届出書を市長に提出しなければならない。

(市が行う一般廃棄物の収集等により処理することができる事業活動に伴う一般廃棄物の排出量等)

第4条 条例第10条第2項後段の規則で定める排出量は、10キログラムとする。

2 条例第10条第2項後段の規定による届出をしようとする事業者は、様式第2号による事業活動に伴う一般廃棄物排出届出書を市長に提出しなければならない。

3 条例第10条第2項後段に規定する指定収集袋(以下単に「指定収集袋」という。)は、市長が指定する場所で交付するものとする。

(資源物)

第4条の2 条例第10条の2第2項の古紙その他の規則で定めるものは、古紙、缶、金属くず、瓶、ペットボトル、布及び廃食用油とする。

(ごみ集積所の位置を示す図面の設置場所)

第4条の3 条例第10条の2第3項の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 三島市役所

(2) 三島市清掃センター

(3) その他市長が特に必要と認める場所

(市の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物の処理の許可の申請)

第5条 条例第12条第2項の規定による市の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物の処理の許可を受けようとする事業者は、様式第3号による産業廃棄物処理許可申請書を市長に提出しなければならない。

(手数料の徴収の事務の委託)

第5条の2 条例第13条に規定する手数料(条例第10条第2項後段の規定による処理に係るものに限る。)の徴収の事務(指定収集袋の交付その他の当該事務に附帯する事務を含む。)は、小売業に属する事業を営む者その他の私人に委託することができる。

(手数料等の納付方法)

第6条 条例第15条第1項の規定による手数料等の納付は、当該廃棄物の処理の際に行わなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、条例第10条第2項後段の規定による処理に係る手数料の納付は、第4条第3項の規定により指定収集袋の交付を受ける際に行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、市長が指定する期限までに納付することができる。

(手数料等の還付)

第6条の2 条例第15条第2項ただし書の規定による手数料等の還付を受けようとする者は、様式第3号の2による一般廃棄物処理手数料等還付申請書を市長に提出しなければならない。

(手数料等の減免)

第7条 条例第16条の規定により手数料等を減免する場合の減免額は、次の各号に掲げる区分に応

じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害により生じた廃棄物を処理する場合 当該手数料等の全額
- (2) 火災により生じた廃棄物を処理する場合 当該手数料等の全額
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の規定による保護を受けている者が排出した廃棄物を処理する場合 当該手数料等の全額
- (4) 地域の美化に係る活動に伴い生じた廃棄物を処理する場合 当該手数料等の全額
- (5) その他市長が特に必要と認める場合 市長が定める額

2 条例第16条の規定により手数料等の減免を受けようとする者は、様式第4号による一般廃棄物処理手数料等減免申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。
(一般廃棄物処理業の許可等の申請等)

第8条 法第7条第1項若しくは第6項の許可を受けようとする者又は同条第2項若しくは第7項に規定する許可の更新を受けようとする者は、様式第5号による一般廃棄物処理業許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、様式第6号による一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書を市長に提出しなければならない。
(一般廃棄物処理業の許可証)

第9条 市長は、法第7条第1項又は第7条の2第1項の許可をしたときは様式第7号による一般廃棄物収集運搬業許可証を、法第7条第6項又は第7条の2第1項の許可をしたときは様式第8号による一般廃棄物処分業許可証を交付するものとする。
(一般廃棄物処理業の廃止等の届出)

第10条 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出をしようとする一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、様式第9号による一般廃棄物処理業廃止等届出書を市長に提出しなければならない。
(一般廃棄物処理業の業務状況報告)

第11条 法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の許可を受けた者は、毎月の業務状況を記載した様式第10号による業務状況報告書を翌月10日までに市長に提出しなければならない。
(浄化槽清掃業の許可の申請)

第12条 浄化槽法第35条第1項の許可を受けようとする者は、様式第11号による浄化槽清掃業許可申請書を市長に提出しなければならない。
(浄化槽清掃業の許可証)

第13条 市長は、浄化槽法第35条第1項の許可をしたときは、様式第12号による浄化槽清掃業許可証を交付するものとする。
(浄化槽清掃業の変更の届出)

第14条 浄化槽法第37条の規定による変更の届出をしようとする者は、様式第13号による浄化槽清掃業変更届出書を市長に提出しなければならない。
(浄化槽清掃業の廃業等の届出)

第15条 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出をしようとする者は、様式第14号による浄化槽清掃業廃業等届出書を市長に提出しなければならない。
(浄化槽清掃業の業務状況報告)

第16条 浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者は、毎月の業務状況を記載した様式第10号による業務状況報告書を翌月10日までに市長に提出しなければならない。
(許可証の有効期間等)

第17条 第9条又は第13条の規定により交付された許可証(以下単に「許可証」という。)の有効期間は、2年とする。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
(許可証の再交付)

第18条 法第7条第1項若しくは第6項若しくは第7条の2第1項の許可を受けた者又は浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者等」という。)が、許可証を亡失し、又は

破損したときは、その再交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による許可証の再交付の申請をしようとする一般廃棄物処理業者等は、様式第15号による許可証再交付申請書を市長に提出しなければならない。
(許可証の返納)

第19条 一般廃棄物処理業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第7条第1項若しくは第6項若しくは第7条の2第1項又は浄化槽法第35条第1項の許可を取り消されたとき。
- (2) その一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部を廃止したとき、又は浄化槽法第38条各号に掲げる場合に該当することとなったとき。
- (3) その一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部の停止を命ぜられたとき、又は浄化槽清掃業の全部の停止を命ぜられたとき。
- (4) 許可証の再交付を受けた後に亡失した許可証を発見したとき。

(公表)

第20条 条例第19条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 違反した者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 - (2) 違反した者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 - (3) 違反した日時及び場所
 - (4) 命令の内容
 - (5) 違反した者が条例第19条第2項に規定する意見陳述をしたときは、その内容
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の公表は、三島市役所の掲示場に掲示することその他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。ただし、第3条から第7条までの規定は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 前項本文の規定にかかわらず、改正前の三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第2条、第3条、第11条、第12条及び第13条の規定は、平成8年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第5条第1項の規定により交付を受けている許可証及び同条第2項の規定により再交付を受けている許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の三島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第9条及び第13条の規定により交付された許可証並びに第18条の規定により再交付された許可証とみなす。

附 則(平成10年規則第15号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第29号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第6条の2及び第7条の規定は、この規則の施行の日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成29年規則第46号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第50号)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項の規定による指定収集袋の交付及び改正後の第6条第2項に規定する手数料の納付は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成30年規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
2 改正後の第5条の2の規定による手数料の徴収の事務の委託は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
(三島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 3 三島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則(平成29年三島市規則第50号)の一部を次のように改正する。

4 三島市廃棄物処理対策審議会規則

平成7年9月27日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年三島市条例第31号)第6条第5項の規定に基づき、三島市廃棄物処理対策審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等の職務)

第2条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、その委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、一般廃棄物処理担当課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

5 三島市ごみの不法投棄等防止条例

平成9年12月17日条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 みだりに物を捨てることをいう。
- (2) 容器包装 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第1項に規定する容器包装をいう。
- (3) 市民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内に存する学校に在学する者
 - エ 市内に滞在する者
 - オ 市内を通過する者
- (4) 回収容器 容器入り飲料等の容器包装を回収するための容器で、規則で定めるものをいう。
- (5) 事業者 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた商品を販売する者をいう。
- (6) 容器入り飲料等 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた飲料又は食料をいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、ごみを散乱させないため、自ら生じさせたごみを家庭に持ち帰り、又は回収容器等に収納することにより、快適な生活環境の確保に努めるとともに、第5条に規定する市の施策に協力しなければならない。

2 市民等は、公共の場所並びに他人の土地、建物及び工作物(以下「公共の場所等」という。)において、その飼い犬が排せつしたふんを回収しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動によって生じるごみの散乱を防止するため、回収容器等の設置等必要な措置を講ずるとともに、消費者に対する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、次条に規定する市の施策に協力しなければならない。

3 自動販売機により容器入り飲料等を販売する事業者は、その回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第1条の目的を達成するため、ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置の防止に関する施策を定め、これを実施するものとする。

(自動販売機の届出)

第6条 事業者は、容器入り飲料等を販売するため、自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)を設置しようとするときは、あらかじめ、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 自動販売機の型式及び製造番号
- (3) 自動販売機の設置の場所
- (4) 回収容器の設置の場所及び管理の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした事業者(以下「届出者」という。)は、その届出に係る事項に変更があったとき、又は届出をした自動販売機の設置を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(承継)

第7条 届出者から前条第1項の規定による届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けた者

- は、当該自動販売機に係る届出者の地位を承継する。
- 2 届出者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出者の地位を承継する。
 - 3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

- 第8条** 市長は、第6条第1項に規定する届出、同条第2項に規定する変更に係る届出又は前条第3項に規定する届出があったときは、届出に係る自動販売機ごとに、その届出をした者に対し、規則で定めるところにより届出済証を交付するものとする。
- 2 前項の規定による届出済証の交付を受けた者は、届出に係る自動販売機の見やすい箇所に当該届出済証を張り付けておかなければならない。
 - 3 第1項の規定による届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を紛失し、又は損傷したときは、その事實を知った日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出済証を再交付するものとする。
 - 5 第2項の規定は、前項の規定により届出済証の再交付を受けた者について準用する。この場合において、第2項中「届出済証の交付を受けた者」とあるのは「届出済証の再交付を受けた者」と読み替えるものとする。

(禁止行為)

- 第9条** 何人も、公共の場所等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ごみの不法投棄すること。
- (2) 飼い犬が排せつしたふんを放置すること。

(指導及び助言)

- 第10条** 市長は、ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置を防止するため必要があると認めるときは、市民等及び事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

- 第11条** 市長は、第9条各号に掲げる行為をした者があるときは、規則で定めるところにより、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えることができる。

(立入調査等)

- 第12条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該土地又は建物に立ち入り、調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

- 第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に自動販売機を設置して容器入り飲料等を販売している事業者は、第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して60日以内に、当該自動販売機ごとに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

6 三島市ごみの不法投棄等防止条例施行規則

平成10年3月5日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、三島市ごみの不法投棄等防止条例(平成9年三島市条例第48号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(回収容器)

第2条 条例第2条第4号の規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 形状は、安定性があり、かつ、投入が容易なものであること。
- (3) 容積は、当該自動販売機で販売する容器入り飲料等の容器包装を収納するための十分な大きさが確保されていること。

(回収容器の設置場所)

第3条 条例第4条第3項の規定による回収容器の設置の場所は、当該自動販売機の設置の場所から5メートル以内の場所で、かつ、利用しやすい位置とする。

(届出を要しない自動販売機)

第4条 条例第6条第1項の規則で定める自動販売機は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工場、事務所等の敷地に設置される自動販売機で、当該工場、事務所等の関係者以外利用することができないもの
- (2) 建物の内部に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの(市長が特に必要と認めるものを除く。)

(自動販売機の届出)

第5条 条例第6条第1項の規定による届出は、様式第1号による自動販売機設置届出書を2部提出して行うものとする。

- 2 条例第6条第2項の規定による届出は、様式第2号による自動販売機変更(廃止)届出書を2部提出して行うものとする。
- 3 市長は、前2項の届出書を受け付けたときは、届出済印を押し、その1部を当該届出者に返付するものとする。

第6条 条例第6条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機を設置しようとする年月日
- (2) 自動販売機の所有者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (3) 自動販売機で販売する飲料等の種類及びその容器の種類
- (4) 回収容器の管理者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (5) 回収容器の材質、容積及び数
- (6) 自動販売機及び回収容器の設置の場所の見取図

(軽微な変更)

第7条 条例第6条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機の設置の場所の変更で、届出に係る場所と同一敷地内において当該届出に係る場所から5メートル以内のもの
- (2) 回収容器の設置の場所の変更
- (3) 自動販売機で販売する飲料等の種類の変更及びその容器の種類の変更
- (4) 回収容器の材質、容積及び数の変更

(承継の届出)

第8条 条例第7条第3項の規定による届出は、様式第3号による自動販売機承継届出書を2部提出して行うものとする。

- 2 第5条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(届出済証の交付)

第9条 市長は、条例第8条第1項の規定により届出済証を交付しようとするときは、様式第4号に

による自動販売機設置届出済証により行うものとする。

2 条例第8条第3項の規定による届出は、様式第5号による自動販売機設置届出済証紛失(損傷)届出書を2部提出して行うものとする。

3 第5条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(勧告の手続)

第10条 条例第11条第1項に規定する勧告は、様式第6号による勧告書により行うものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第12条第2項の証明書は、様式第7号による身分証明書とする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年6月1日から施行する。

7 三島市生ごみ処理容器無償貸与要領

(目的)

第1条 この要領は、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化し、自己利用、リサイクルの自己完結により、ごみの減量化を図ることを目的とする。

(生ごみ処理容器)

第2条 生ごみ処理容器とは、コンポスト容器及びぼかし専用容器等、家庭内にて生ごみを堆肥化する簡易容器をいう。

(貸与の対象)

第3条 無償貸与を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 生ごみを堆肥化できる者
- (3) 容器の設置ができる土地を有する者、もしくは堆肥化された生ごみを自己利用できる土地の権利等を有する者
- (4) 過去に本市より無償貸与を受けたことがない者

(申請)

第4条 生ごみ処理容器の貸与を希望する者は、別添「三島市生ごみ処理容器無償貸与申請書」を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項により申請書の提出があったときは、第3条各号の調査を行い、申請者に対し、別添「三島市生ごみ処理容器無償貸与決定通知書」により通知するものとする。

(貸与期間及び個数)

第5条 生ごみ処理容器の貸与期間は、貸与決定を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1週間前までに返却の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 生ごみ処理容器の貸与は、1家族1個を限度とする。

(遵守事項)

第6条 生ごみ処理容器を貸与された者は、当該容器を転貸してはならない。

2 貸与された生ごみ処理容器が不要になった者は、速やかに市長へ返却するものとする。

3 返却する場合は、事前に生ごみ処理容器を洗浄するものとする。

4 貸与された生ごみ処理容器が破損した場合は、速やかに市長へ報告するものとする。

5 生ごみ処理容器を貸与された者は、市長が抽出で行うアンケートに協力するものとする。

8 三島市ふれあいさわやか回収事業実施要領

平成15年9月26日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、一般家庭から排出されたごみを、ごみ集積所へ出すことが身体的に困難で、身近な人等の協力を得られない介護サービス利用者、障がい者等の負担を軽減するため、玄関先等まで出向いてごみの収集を行うとともに、声を掛けて安否の確認をすることにより介護サービス利用者、障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とする事業（以下「ふれあいさわやか回収事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 ふれあいさわやか回収事業の対象者は、市内に居住し、世帯員の全てが次のいずれかに該当する者で、かつ、自らごみ集積所にごみを出すことが困難で、身近な人等の協力も得られない者とする。

(1) 介護サービス利用者

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

- イ 法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ウ 介護保険法による介護予防・生活支援サービス事業対象者

(2) 障がい者

- ア 身体障害者手帳を所持している者
- イ 療育手帳を所持している者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- エ 障害年金を受給している者

(利用の申し込みの手続き等)

第3条 ふれあいさわやか回収事業を希望する者は、様式第1号による三島市ふれあいさわやか回収申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、申請内容等を確認及び調査の上、様式第2号による三島市ふれあいさわやか回収決定通知書により通知するものとする。

(収集の対象物)

第4条 収集の対象物は、市がごみ集積所から収集しているごみとし、市の定める収集種別及び分別方法により分別して排出するものとする。

(収集場所等)

第5条 収集場所は、原則として玄関先とする。ただし、これにより難いときは、協議して収集場所を決定するものとする。

2 収集日は、週1回、地区により曜日を定めて行い、収集日が祝日の場合は、協議して決定するものとする。ただし、年末年始、長期の連休等の場合は、別に定めるものとする。

3 収集作業中の事故等については、原則として賠償の責任を負わないものとする。

(申し込みの内容変更取消等)

第6条 ふれあいさわやか回収事業に係るサービスを受けている者は、申請内容に変更があったときは、速やかに様式第3号による三島市ふれあいさわやか回収変更申請書を市長に提出しなけ

ればならない。

2 ふれあいさわやか回収を受けている者は、第2条に規定する対象者に該当しなくなったときは、速やかに様式第4号による三島市ふれあいさわやか回収取消届出書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

9 三島市資源ごみ回収報奨金交付要綱

昭和59年12月28日制定

(目的)

第1条 この要綱は、資源ごみ回収運動に協力した団体(以下「団体」という。)に対し、報奨金を交付することにより、廃棄物の再生利用を促進し、ごみの減量を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「資源ごみ」とは、新聞、雑誌、段ボール、紙製パック、ミックス古紙(新聞、雑誌、段ボール及び紙製パック以外の紙類をいう。以下同じ。)、びん、布及び廃食用油のうち、資源として利用できるものをいう。

(報奨金)

第3条 報奨金は、資源ごみを回収し、回収事業者(資源ごみのうち廃食用油にあっては、回収事業者又は市)に引き渡した団体に交付するものとし、その金額は、次の各号に掲げる資源ごみの区分に応じ、当該各号に定める単価に当該資源ごみの区分ごとの量をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 新聞、雑誌、段ボール、紙製パック、びん及び布 重量1キログラム当たり2円50銭
- (2) ミックス古紙 重量1キログラム当たり10円
- (3) 廃食用油 容量1リットル当たり40円

2 前項に規定する合計額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

3 報奨金は、毎年3月と9月の2回交付する。

(団体の届出)

第4条 報奨金の交付を受けようとする団体は、資源ごみ回収団体届出書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(交付申請)

第5条 前条の団体が報奨金の交付を受けようとする場合には、報奨金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 回収事業者の領収書又は仕切書
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

(報奨金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により報奨金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、報奨金を交付する。

(報奨金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けた団体に対し、報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年3月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に回収した資源ごみに係る報奨金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に回収した資源ごみに係る報奨金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に回収した資源ごみに係る報奨金については、なお従前の例による。

附 則(平成22年5月21日制定)

1 この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に回収した資源ごみに係る報奨金については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日制定)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に回収した資源ごみに係る報奨金については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日制定)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に回収した資源ごみに係る報奨金については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日制定)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に回収した資源ごみに係る報奨金については、なお従前の例による。

10 三島市廃棄物の投棄又は埋立処分の規制に関する条例

昭和47年12月15日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の投棄又は埋立処分(以下「廃棄物の処理」という。)が無秩序に行われるることを規制することにより、市民の健康保護と環境の保全を図るとともに、事故を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物をいう。

(同意)

第3条 本市内において多量の廃棄物の処理を行おうとするものは、あらかじめ市長に申請してその同意を得なければならない。

2 次の各号の一に該当する場合は、前項の同意は与えないものとする。

- (1) 市民生活上危害が予測される場合
- (2) 生活環境を著しく汚染するおそれがある場合
- (3) その他特に市長が適切でないと認めた場合

(同意の表示)

第4条 廃棄物の処理を行う者は、前条第1項の規定により市長の同意を得たときは、規則で定めるところにより、その同意を得た旨の表示をしなければならない。

(事故防止)

第5条 第3条により同意を得た者は、廃棄物の処理を行う地域内に十分な事故防止の措置をしなければならない。

(中止命令)

第6条 廃棄物の処理を行う者がこの条例に違反したときは、市長は、中止命令をすることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に廃棄物の処理を行っている者については、この条例の施行の日から起算して7日を限り、第3条第1項の同意を得て廃棄物の処理を行っているものとみなす。これらの者がその期間内に同項の同意の申請をした場合において、その申請について同意又は不同意の処分があるまでの間も、また同様とする。

1 1 三島市廃棄物の投棄又は埋立処分の規制に関する条例施行規則

昭和47年12月15日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、三島市廃棄物の投棄又は埋立処分の規制に関する条例(昭和47年三島市条例第13号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第3条第1項に規定する「多量の廃棄物の処理を行おうとするもの」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 廃棄物の容量が5立方メートル以上の場合
- (2) 30平方メートル以上の土地に廃棄物を処理しようとする場合

(同意申請等)

第3条 条例第3条第1項の規定による市長の同意を得ようとする者は、廃棄物処理同意申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、同意又は不同意の決定をしたときは、遅滞なく当該廃棄物の処理を行う者に対し、決定通知書(様式第2号の1又は様式第2号の2)により通知するものとする。

(表示)

第4条 条例第4条に規定する表示は、様式第3号によるものとする。

(事故防止装置)

第5条 条例第3条第1項の規定による市長の同意を得た者は、当該廃棄物の処理を行う場合は、投棄又は埋立処分を行う場所に、次の事故防止の措置を講じなければならない。

- (1) 埤、さくその他の囲障
- (2) その他市長が指示する措置

(中止命令)

第6条 条例第6条の規定により市長が当該廃棄物の処理を行う者又は土地の占有者に対し中止を命ずるときは、廃棄物処理中止命令書(様式第4号)によるものとする。

1.2 三島市レジ袋使用量削減協力店認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費者の買物袋（購入した商品を持ち帰るために買物客が自ら持参する袋等をいう。以下同じ。）の持参を推進し、レジ袋の使用量削減運動に積極的に取り組んでいる小売店を、レジ袋使用量削減協力店（以下「協力店」という。）として認定することにより、小売店の取組を推進し、もってごみの減量及び市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱により協力店の認定の対象となる小売店は、市の区域内にある小売業を営む店で、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) レジ袋を辞退した買い物客に対し、特典を設けていること。
- (2) マイバッグの普及に積極的に取り組んでいること。
- (3) P R ポスターの掲示、店内放送等により、マイバッグ持参の呼びかけを行っていること。
- (4) レジ袋を有料化していること。
- (5) その他店の創意工夫によるレジ袋使用量削減の取組を行っていること。

(協力店の認定)

第3条 協力店の認定を受けようとする小売店は、三島市レジ袋使用量削減協力店認定申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込みを受けたときは、その内容を審査するものとし、当該申込みに係る小売店を協力店として認定した場合は、三島市レジ袋使用量削減協力店認定証（様式第2号）を交付するものとする。

(協力店の実施事項)

第4条 協力店は、交付された認定証を店の見やすい場所に掲示するとともに、申込書に記載した取組事項を実施し、レジ袋の使用量の削減を図らなければならない。

2 協力店は、レジ袋の使用量に関する情報を市に積極的に提供しなければならない。

(協力店の周知方法)

第5条 市長は、市の広報紙、ホームページ等により協力店の周知に努めるものとする。

(調査)

第6条 市長は、必要に応じて協力店に対して、その取組状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(認定の取消)

第7条 市長は、協力店が第2条に規定する認定要件に適合しなくなったと認めるとき、又は協力店として適切でない行為があったときは、認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により協力店の認定を取り消すときは、当該小売店に対し、三島市レジ袋使用量削減協力店認定取消通知書（様式第3号）により通知し、交付した認定証を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定は、制定の日から施行する。

1.3 三島市ごみ減量アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量やリサイクルに関する周知啓発活動を強化し、市民や事業者の積極的な取り組みを推進するため、三島市ごみ減量アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、市が実施するごみ減量アドバイザー養成講座を受講した者のうち、ごみの減量やリサイクルに関する熱意と識見を持ち、それらの活動を自ら率先して行うとともに、市民や事業者に対し自ら又は市と協働で周知啓発活動を行う者に対し市長が委嘱する。

(任期)

第3条 アドバイザーの任期は3年とし、再任を妨げない。

(アドバイザーの活動)

第4条 アドバイザーはボランティア（無報酬）で次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市やその関連団体が主催するイベント時の啓発活動に関すること。
- (2) 市内各所における啓発活動に関すること。
- (3) 老人会、婦人会、子ども会等の小会合における出前講座の講師に関すること。
- (4) 保育園、幼稚園、小学校等の教育現場における環境学習の補助に関すること。
- (5) ごみ集積所における啓発活動に関すること。
- (6) 事業者に対する啓発活動に関すること。
- (7) 市等が開催する研修会への参加に関すること。
- (8) その他、ごみの減量やリサイクルの推進に関すること。

(身分証明書の発行)

第5条 市長は、アドバイザーの身分を証するものとして身分証明書（様式第1号）を発行する。

2 アドバイザーは、第4条に規定する活動を行う際は、身分証明書を携帯するものとし、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(活動報告)

第6条 アドバイザーは、年度末に当該年度の活動内容を記載した報告書を作成し、市長に提出するものとする。

(アドバイザーに対する支援)

第7条 市長は、アドバイザーの活動を支援するため、予算の範囲内において活動に必要な消耗品等の配布、その他必要な措置を講じるものとする。

(解嘱)

第8条 市長は、アドバイザーが次に掲げる事項に該当するときは、解嘱することができる。

- (1) アドバイザーが辞退を申し出たとき。
- (2) 第4条に掲げる職務を遂行できなくなったと認めるとき。
- (3) アドバイザーとしてふさわしくない行為があったと認めるとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月19日から施行する。

1 4 三島市不法投棄監視員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三島市内における廃棄物の不法投棄等の現状を的確に把握し廃棄物の適正な処理を推進するため、三島市不法投棄監視員（以下「監視員」という。）を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）以下「法」という。）第2条第1項、第2項及び第3項に規定する廃棄物をいう。

(2) 不法投棄 法に違反してみだりに廃棄物を投棄することをいう。

(任期及び定数)

第3条 監視員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし監視員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監視員の定数は9人以内とする。

(委嘱)

第4条 監視員は、市内の地区から推薦された者のうちから市長が委嘱する。

(職務)

第5条 監視員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域内をパトロール巡視し、廃棄物の不法投棄等に関する情報を市に通報すること。

(2) 不法投棄防止策等に関する意見を提供し、また防止するための啓発を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市が実施する不法投棄関係行事等に積極的に出席し、協力すること。

(身分証明書の発行)

第6条 市長は、監視員の身分を証明する三島市不法投棄監視員証（様式第1号）を交付する。

(解任)

第7条 市長は、監視員が次の各号の一に該当するときは、解任することができる。

(1) 監視員が辞退を申し出たとき。

(2) 第5条に掲げる職務の遂行ができなくなったとき。

(3) 監視員としてふさわしくない行為があったとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

(謝礼金)

第8条 市長は、監視員に対して謝礼を支払うものとする。

謝礼金の額は、予算の範囲内で別に定める額とし、年2回に分けて支給する。

(庶務)

第9条 この業務における庶務は、廃棄物処理担当課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

1 5 三島市環境美化推進員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、地域における一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の減量及び資源化や適正処理、また、環境衛生の保全を図るため、地域ボランティアとしての三島市環境美化推進員（以下「推進員」という。）に関して、必要な事項を定める。

(委 嘴)

第2条 推進員は、ごみの減量及び資源化や適正処理、環境衛生の保全に対する理解と熱意を有する者で、自治会長等から推薦された者のうちから市長が委嘱する。

2 三島市自治会連合会の会長及び副会長は、推進員として市長が委嘱する。

(配 置)

第3条 推進員は各自治会等を単位として、概ね150世帯に1人配置する。ただし、自治会等の区域や規模、実情等を考慮して、これを増減することができる。

(任 期)

第4条 推進員の任期は2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任することができる。

(職 務)

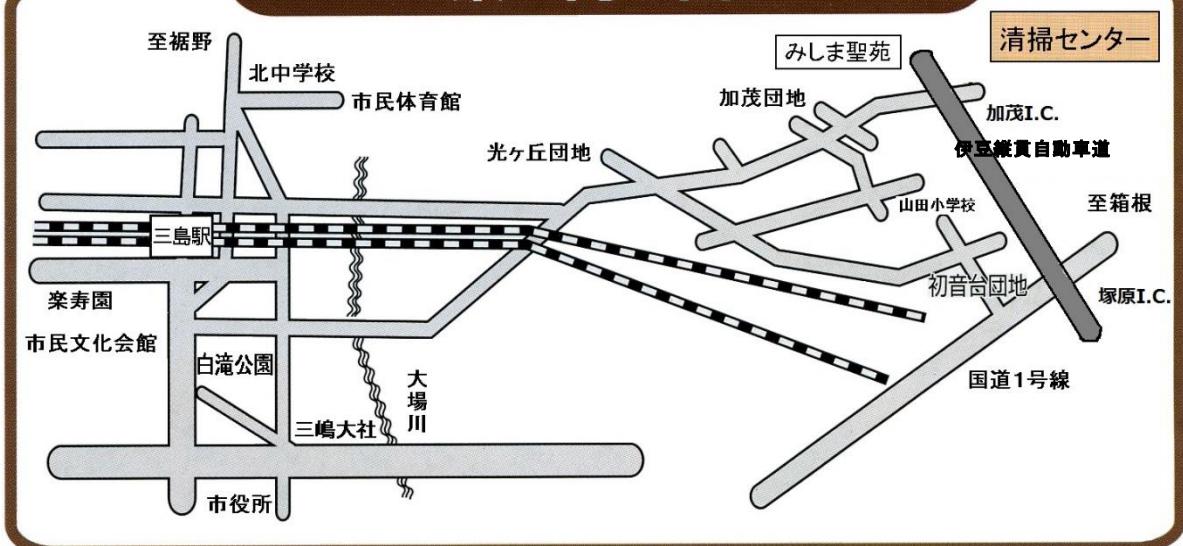
第5条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) ごみ集積所の管理に関すること。
- (2) ごみの分別及び排出の指導に関すること。
- (3) ごみの減量及び資源化に関すること。
- (4) 環境衛生の保全に関すること。
- (5) 不法投棄の防止及び通報に関すること。
- (6) ごみに係る啓発活動に関すること。
- (7) その他環境美化活動の目的達成に必要な活動に関すること。

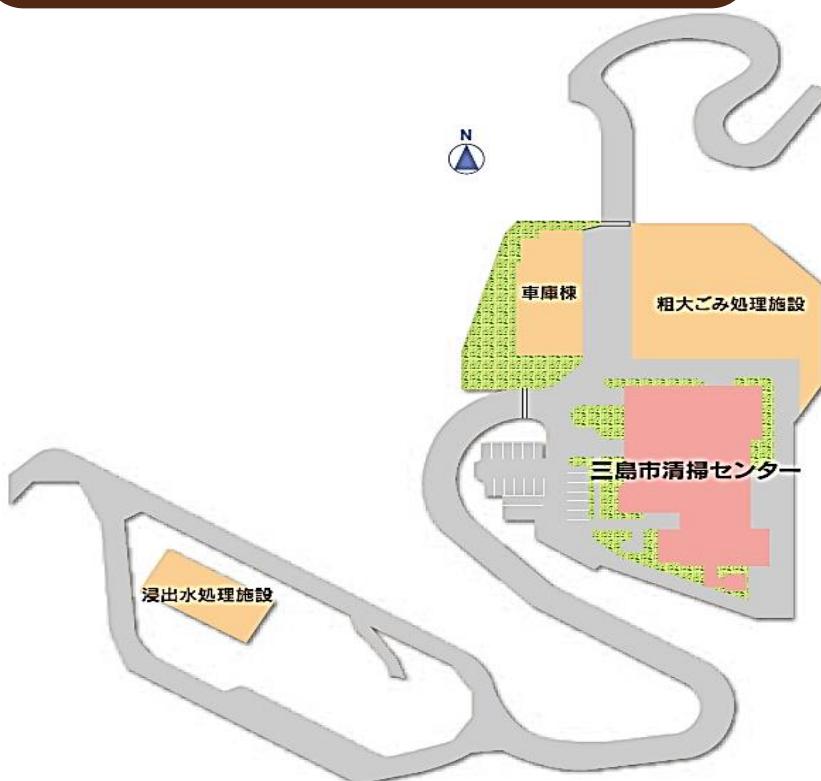
(補 足)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

案内図



施設全体配置図



発行元について

【三島市環境市民部廃棄物対策課】

住 所 〒411-0000 静岡県三島市字賀茂之洞4703番地の94

電 話 055-971-8993

055-971-8997(粗大ごみ戸別収集専用ダイヤル)

F A X 055-971-8994

ホームページアドレス <http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>

E - m a i l アドレス haitai@city.mishima.shizuoka.jp